

平成 20 年度事業実績報告書（案）

社会保険庁

目 次

I. 平成 20 年度の事業の概況	1
II. 平成 20 年度に達成すべき目標に関する実績	8
1. 年金記録問題への対応	9
2. 適用事務に関する事項	
(1) 国民年金の適用の適正化	11
(2) 厚生年金保険等の適用の適正化	13
3. 保険料等収納事務に関する事項	
(1) 国民年金保険料の収納	19
(2) 厚生年金保険等の保険料の収納	28
4. 保険給付事務に関する事項	
(1) 年金給付	33
(2) 傷病手当金等の給付	37
5. 社会保険オンラインシステムの見直し	41
6. 広報、情報公開、相談等に関する事項	
(1) 広報・年金教育	42
(2) 年金相談	45
(3) 個人情報保護・情報公開	51
7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項	
(1) レセプト点検等	54
(2) 特定健康診査・特定保健指導の実施等	58
(3) 年金福祉施設等	61
8. 業務全般に関する事項	
(1) 国民サービスの向上	63
(2) 予算執行の透明化	65
(3) 組織の改革	66
9. 全国健康保険協会への移行に関する事項	69
10. 日本年金機構の設立準備等	70
「事業実績報告」と「実績評価」について	71

I 平成20年度の事業の概況

平成20年度の事業の概況については、おおむね平成20年度末までの動き、統計資料に基づき記述している。ただし、特に年金記録問題への対応等については、全体の動向をお示しする観点から、必要に応じ、平成21年度における取組状況も併せて記述している。

1. はじめに

平成20年度は、平成16年7月から社会保険庁の改革を始めて5年目の年である。これまで、社会保険庁においては、「緊急対応プログラム」から「業務改革プログラム」へ逐次改定しながら、国民サービスの向上、保険料収納率等の向上、事務処理の効率化と予算執行の無駄の排除、法令遵守と個人情報保護の徹底などの各般にわたる改革を進めてきた。そして、これらの取組を基盤として、平成18年6月には「健康保険法等の一部を改正する法律」が、そして平成19年6月には「日本年金機構法」が国会で成立した。これらにより、社会保険庁は2つの非公務員型の公法人に分割されることとなり、平成20年10月には全国健康保険協会が設立され、さらに、平成22年1月に日本年金機構の設立が予定されている。

一方で、年金記録問題等によって国民の信頼を大きく損ねたことから、これを早期に解決するため、組織を挙げた取組が求められている。

社会保険庁としては、年金記録問題に最優先で対応するとともに、職員一丸となって、業務改革、意識改革及び組織改革を行い、社会保険事業に対する国民の信頼を回復するための取組を進めている。

2. 年金記録問題について

コンピュータ上の記録で基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件あることなどの年金記録問題については、平成19年7月5日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」、平成20年6月27日に年金記録問題に関する関係閣僚会議で了承された「年金記録問題への対応の今後の道筋」、平成21年3月31日に同会議で了承された「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」等に基づき、対応を進めている。

具体的には、以下の対応を中心とする取組を行っている。

- ① 国民の皆様お一人お一人にご自身の年金記録に「漏れ」や「誤り」がないかを確認していただくため、平成19年12月から「ねんきん特別便」をお送りしている。

ア 平成20年10月までに、すべての受給者・加入者1億9百万人に「ねん

きん特別便」を送付し、平成21年7月末時点で、約7割の7,809万人からご回答いただき、このうち約9割の7,279万人の記録確認作業が完了した。

イ 名寄せの「ねんきん特別便」に未回答の方や、「訂正なし」と回答した方等に対する郵送・電話・訪問などによるきめ細やかなフォローアップ、「ねんきん特別便」に未回答の年金受給者の方に対する「回答のお願い」の送付等お一人でも多くの方からご回答をいただけるよう取組を進めてきた。

ウ また、「ねんきん特別便」の送付に伴う相談件数の増加に対応できるよう、電話相談や来訪相談等の体制を整備するとともに、「ねんきん特別便」について、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等を中心として周知広報を行った。こうした取組については、市町村、企業、労働組合、社会保険労務士等の協力を得ながら進めてきた。

エ 引き続き、「ねんきん特別便」に「訂正あり」と回答をいただいた方の記録の確認作業を進め、平成21年3月までに受け付けたものについては、平成21年中に記録の確認作業を完了するべく作業を進めていくこととしている。また、未回答の加入者については、「ねんきん定期便」に回答のお願いを同封する等、お一人でも多くの方からご回答をいただけるよう取組を進めていくこととしている。

② こうした年金記録を確認していただくための取組と並行して、氏名が旧姓のままであった等、想定される名寄せができなかった要因等に応じて、「ねんきん特別便」等でお申し出いただいた旧姓の活用、住民基本台帳ネットワークの活用などの様々な方法により、未統合の記録の解明・統合作業を進めている。

このような取組の結果、平成18年6月に5,095万件あった基礎年金番号に未統合の記録は、

- (i) 既に基礎年金番号に統合済みの記録が約1,131万件
- (ii) 死亡・脱退手当金受領等一定の解明がなされた記録が約1,610万件
- (iii) 名寄せにより特別便を送付した記録が約693万件
- (iv) 住基ネット調査等解明作業が進展中の記録が約542万件
- (v) 今後解明を進め、最終的には公示を検討する記録が約1,119万件となっている（平成21年6月現在）

③ 年金記録の訂正に伴う年金額の訂正（再裁定）については、受給者からの再裁定の申出を社会保険事務所が社会保険業務センターに送付し、同センターにおいて実施している。

この再裁定事務については、人員を約500名の体制に拡充するとともに、システム機能の強化などにより、その迅速化に取り組んでいる。このような取組により、平成21年3月時点において、月あたり約19万件と処理件数が大幅に伸び、未処理件数も減少傾向に転じた。

④ 標準報酬等が不適正に遡及訂正処理されている問題については、まずは、平成20年10月から、不適正な遡及訂正処理の可能性が高い厚生年金受給者約2万人に対する戸別訪問による記録の確認及び調査を実施し、平成21年3月までにおおむね終了した。

また、今後は、加入者については「ねんきん定期便」（平成21年度より毎年誕生月に送付）、受給者については標準報酬等のお知らせ（平成21年中に送付開始）により、ご自身に年金記録を確認いただくこととしている。

さらに、できる限り早期に年金記録を訂正するという観点から、平成20年12月から、従業員であった方（事業主や役員でなかった方）の事案であって、給与明細書により給与の実態が確認できる場合等一定の要件に該当する場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所段階で年金記録の訂正を行うこととした。

一連の調査により、職員の関与が明らかになった場合については、調査を行い、的確に対処することとしている。

- ⑤ 8億件超に上る紙台帳の記録とコンピュータ記録との突合せについては、平成20年度より国民年金の特殊台帳とコンピュータ記録との突合せに取り組んでいる。このほか、国民年金や厚生年金の被保険者名簿等について、平成21年度に年金情報総合管理・照合システム（画像検索システム）の構築を行い、すべての受給者・加入者について、平成22年度以降、計画的に突合せを実施することとしている。

3. 社会保険事業について

平成20年度において、社会保険庁が実施した国民年金（以下「国年」という。）、厚生年金保険（以下「厚年」という。）、政府管掌健康保険（全国健康保険協会管掌健康保険を含む。以下「政管健保」という。）及び船員保険（以下「船保」という。）の4制度についての業務の概況等は、以下のとおりである。

(1) 業務の概況

ア 適用事務

- ① 厚年・政管健保の適用事業所数は、厚年が174万事業所、政管健保が161万事業所となった。新規適用が、厚年6万9千事業所、政管健保6万9千事業所で、全喪が、厚年4万1千事業所、政管健保4万事業所であり、適用事業所数は増加した。

被保険者数は、厚年が3,444万人、政管健保が1,895万人となった。新規資格取得が、厚年691万人、政管健保440万人であり、資格喪失が厚年700万人、政管健保524万人であり、被保険者数は減少した。

また、政管健保の被扶養者数は1,475万人であった。

- ② 一方、国年については、被保険者数（第1号被保険者及び第3号被保険者）は、3,044万人で、そのうち、被用者年金の被保険者の被扶養配偶者（第3号被保険者）は1,044万人となった。資格取得が677万人、資格喪失が731万人であり、被保険者数は減少した。

イ 保険料収納事務

保険料収納事務については、法令に基づき適正な事務処理を行うことが必要である。

① 厚年・政管健保の保険料については、保険料収納額は、厚年が2兆6,905億円、政管健保が6兆6,181億円であり、収納率は、厚年が98.4%（対前年度比▲0.3ポイント）、政管健保が97.2%（対前年度比▲0.6ポイント）となった。

② 国年の保険料については、コンビニエンスストアでの納付、インターネットバンキング等による保険料を納めやすい環境づくり（コンビニエンスストアでの納付：966万件、インターネットバンキング等による納付：38万件）を進めるとともに、市町村から提供される所得情報を活用した強制徴収・免除勧奨の徹底等による保険料収納対策を実施した。未納者に対する電話督促は1,483万件（市場化テスト受託事業者による督促件数を含む。）、戸別訪問は1,103万件（市場化テスト受託事業者による督促件数を含む。）、最終催告状送付は1万6千件、差押えは5.5千件であった。

平成20年度の保険料納付額は、1兆7,470億円であり、平成20年度の現年度分の保険料については、納付率は62.1%（対前年度比▲1.9ポイント）となった。また、平成20年度まで納付可能な平成18年度分保険料の最終納付率は70.8%となり、過年度保険料を含んだ最終納付率としては、平成17年度分に引き続き70%を超えた。

さらに、国年保険料の免除（一部免除を含む。）は371万人、学生納付特例は165万人、若年者納付猶予は37万人であった。

ウ 保険給付事務

① 年金給付費は、厚年が2兆5,961億円、基礎年金が1兆5,448億円、国年が1兆5,779億円となった。年金受給権者は、厚年が2,907万人、国年が2,743万人であり、年金の新規裁定件数は、厚年が218万4千件、国年が64万2千件となった。

② 政管健保（平成20年9月まで。平成20年10月以降の全国健康保険協会管掌健康保険を除く。）の医療給付費は、1兆9,415億円、傷病手当金等の現金給付費は、2,312億円となった。レセプト（診療報酬明細書）点検における内容点検の再審査容認件数は76万件であり、被保険者1人当たりの点検効果額は、資格、外傷、内容を合計すると1,654円であり、このうち内容点検については435円となった。

③ なお、平成17年度より各種保険給付について、申請されてから決定通知書等が届くまでの期間についての目標（サービススタンダード）を設定し、サービスの迅速化を図っている（政管健保の健康保険給付は平成20年9月まで）。

具体的には、申請されてから決定通知等が届くまでの期間から請求者に対する不備返戻等を除いた所要日数が、傷病手当金等の健康保険給付は3週間以内、老齢年金及び遺族年金は2か月以内（加入期間の再確認を要しない場

合は1か月以内)、障害基礎年金は3か月以内、障害厚生年金は3か月半以内と設定しており、平成20年度における達成率は、傷病手当金が95.1% (平成20年9月まで)、老齢厚生年金が76.1% (加入期間の再確認を要しない場合は45.7%)、障害基礎年金が87.9%等であった。

エ 保健事業及び福祉施設事業

政管健保の健康診断等の保健事業については、平成20年4月から特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病予防健診の推進に取り組んだところである。

一方、年金福祉施設等については、今後は保険料を投入しないこととするとともに、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、施設の廃止・譲渡を平成22年9月までに進めることとしており、平成20年度においては、73施設(87物件)を売却した。また、終身利用型老人ホームについては、譲渡方法等について検討を行った。

社会保険病院及び厚生年金病院については、同機構に出資した上で、地域の医療体制を損なうことのないよう十分に配慮することを基本として、適切な譲渡先や受皿を確保することとした。

オ 年金相談等

① 年金相談については、平成19年度に引き続き「ねんきん特別便」にかかる相談等の対応のため、年金記録の確認や必要な調査のための専用窓口を設けるとともに、平日の相談受付時間の延長(午後7時まで)や平成20年4月から11月までのすべての土曜、日曜について相談を実施するなど、年金記録相談窓口の体制強化を図った。

また、電話による相談については、「ねんきん特別便専用ダイヤル」を最大1,430席まで拡大するなど、相談需要に応じた体制強化を図った。

② 年金個人情報提供については、インターネットを活用したID・パスワード認証方式による年金加入記録の提供を引き続き実施し、また、ID・パスワードの発行対象者については、平成21年3月より老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給者に拡大し、サービスの充実を図った。

カ 社会保険オンラインシステムの刷新

社会保険オンラインシステムについては、平成18年3月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、①記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化、②年金給付システムのハードウェア資源の集約、③原則、一般競争入札での調達による費用の透明性の確保、④システム部門の組織強化等の見直しを平成18年度から実施している。

これにより、手作業処理のシステム化、既保有情報の活用、他の公的機関とのデータ連携等による大幅な業務効率化やシステムの運用コストの削減(約3割、約300億円程度削減)を図ることとしている。

平成20年度においては、記録管理システム及び基礎年金番号管理システム

の刷新について、現行システムの機能に係る年金記録問題検証委員会の検討結果及び社会保険オンラインシステム最適化評価ワーキンググループの指摘等を踏まえ、詳細設計の前に業務プロセスの見直しを反映した基本設計の修正を行うなど、最適化の進め方を見直すこととした。

(2) 決算及び組織人員

ア 決算

年金事業の平成20年度の単年度収支決算は、厚年(年金特別会計厚生年金勘定)で3,139億円の歳入超過(なお、歳入においては積立金から3兆3,605億円を受け入れている。)、国年(年金特別会計国民年金勘定)で4,199億円の歳出超過(積立金から補足。なお、歳入においては積立金から1,737億円受け入れている。)となった。決算終了後の積立金残高は、厚年で124兆0,188億円、国年で7兆6,920億円となった。

国年、厚年及び政管健保の適用、保険料等の収納及び保険給付等の事業を実施する上で必要な事務に要した費用は、2,610億円であり、このうち、職員給与等の人件費が1,263億円であった。

その財源内訳は、職員人件費等のための国庫負担額が2,106億円、年金給付に密接に関連する事務として保険料を充てた額が504億円であった。

また、年金相談等事業や社会保険オンラインシステム等に要した費用は、1,819億円であり、保険料財源を充当した。

イ 組織人員

社会保険庁の組織は、本庁総務部・運営部、社会保険大学校、社会保険業務センター、地方社会保険事務局(都道府県単位の47局)、地方社会保険事務局社会保険事務室・社会保険事務所(312所)である。

常勤職員については、健保・厚年の事業所調査の充実・強化や記録の整備に伴う再裁定処理の着実な実施等により337人の増員を行う一方、定員合理化による622人の減員、全国健康保険協会設立による2,000人の減員、地方厚生局等への一部業務移管による807人の減員を行い、平成20年度末定員は13,730人(3,092人の純減)となった。

4. 日本年金機構の設立について

社会保険庁の組織については、平成19年6月に日本年金機構法が成立し、これに基づき、社会保険庁は廃止され、平成22年1月、非公務員型の公法人である日本年金機構の設立が予定されている。その場合、公的年金については、国が財政責任・管理運営責任を担いつつ、一連の運營業務は日本年金機構が厚生労働大臣から権限や事務の委任・委託を受け、その直接的な監督の下で担うこととなる。そして、日本年金機構においては、①能力と実績による人事管理を導入して職員の意識改革を図り、②国民のニーズに応じた業務運営を的確に行うことにより更なるサービス向上を図り、③事務処理の集約化、外部委託化などを進め、事業の適正かつ効率的な実施に努めることとしている。

平成20年7月には、内閣官房の「年金業務・組織再生会議」における最終整理等を踏まえて、日本年金機構の組織体制や職員採用についての基本的考え方などを示した「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」が閣議決定された。また、同年11月以降、厚生労働大臣が任命した設立委員により各種検討が進められており、同年12月には、同基本計画に基づき、日本年金機構の職員の採用の基準及び労働条件を定めるなど、日本年金機構が意欲と能力のある人材によって構築された国民に信頼される組織となるよう、その設立に向けた準備が進められている。

また、社会保険庁の業務・意識をできる限り高いレベルに予め引き上げるため、「業務改革プログラム」（平成17年9月策定）を平成21年1月に改定し、業務改革に取り組むべき項目を整理・重点化した。現在、①年金記録問題への対応、②国民サービスの向上、③保険料収納率等の向上、④事務処理の効率化と予算執行の無駄の排除、⑤内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進、の五つの柱の下で、各項目の推進を図っている。

Ⅱ. 平成20年度に達成すべき 目標に関する実績

- 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号及び「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」（平成13年3月30日付厚生労働省発政第93号厚生労働事務次官依命通達）の規定に基づき、「平成20年度において社会保険庁が達成すべき目標について」（平成20年3月13日付厚生労働省発政第0313003号厚生労働大臣通達）（以下、「達成すべき目標という」）において示された各目標に対する取組状況について、とりまとめたものである。
- ※ 「8 業務全般に関する事項」、「9 全国健康保険協会への移行に関する事項」及び「10 日本年金機構の設立準備等」については、社会保険庁が独自に定めた目標に関する取組である。
- ※ 「指標の推移（年度別）」中、「－」については、制度施行前等のため、数値が存在しないもの。

目標達成に向けての取組状況

平成20年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成20年度）				
<p>1 年金記録問題への対応（※「達成すべき目標」における項番3（3））</p> <p>年金記録問題への対応については、国民の視点に立って、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ）、「年金記録問題に関する今後の対応」（平成20年1月24日）等に基づき着実に実施する。</p>	<p>○ 平成19年7月5日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で取りまとめた「年金記録に対する信頼と新たな年金記録管理体制の確立について」等に基づき、平成20年10月までにすべての年金受給者・現役加入者約1億900万人に「ねんきん特別便」を送付する等の取組を行った。</p> <p>「ねんきん特別便」については、平成21年7月末時点で、約7割の7,809万人から回答をいただき、このうち約9割の7,279万人の記録確認作業を完了した。</p> <p>○ また、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に取り組んだ結果、平成18年6月に約5,000万件あった未統合記録については、21年6月末時点で、基礎年金番号に統合済みの記録が約1,131万件まで増加、今後解明を進める記録が約1,119万件まで減少等となっている。</p> <div data-bbox="821 313 1428 1310" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【未統合記録の統合・解明状況について】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(19年12月)</td> <td style="text-align: center;">(21年6月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件 ・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件 ・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件 ・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等) 542万件 ・今後解明を進め、最終的には公示を検討する記録 2445万件 </td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> → 1131万件 → 1610万件 → 693万件 → 542万件 → 1119万件 <p style="text-align: right;">計 5095万件</p> </td> </tr> </table> </div>	(19年12月)	(21年6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件 ・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件 ・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件 ・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等) 542万件 ・今後解明を進め、最終的には公示を検討する記録 2445万件 	<ul style="list-style-type: none"> → 1131万件 → 1610万件 → 693万件 → 542万件 → 1119万件 <p style="text-align: right;">計 5095万件</p>
(19年12月)	(21年6月)				
<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件 ・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件 ・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件 ・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等) 542万件 ・今後解明を進め、最終的には公示を検討する記録 2445万件 	<ul style="list-style-type: none"> → 1131万件 → 1610万件 → 693万件 → 542万件 → 1119万件 <p style="text-align: right;">計 5095万件</p>				

- 厚生年金の旧台帳の「1,430万件」の記録及び船員保険の旧台帳の「36万件」の記録については、基礎年金番号との突合せの結果、旧台帳の記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、平成20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、このうち約58万人（平成21年5月末現在）から回答をいただいた。その後、回答をいただいた方や電話や訪問による調査を行った結果、約44万人の方から回答をいただき、そのうち約8割の方について、ご本人の記録であると確認できた。
- いわゆる無年金者の方については、介護保険料の普通徴収者の中に多く含まれると考えられることから、市区町村から介護保険料の普通徴収対象者に対し、順次、年金記録の確認を呼び掛けるチラシを同封した介護保険料納入告知書等を送付してもらうため、平成20年3月から8月にかけて、市区町村の希望する時期に合わせて市区町村にチラシを送付した。
- 上記の取組のほか、記録訂正に伴う再裁定処理を迅速化するためのシステムの機能強化や大幅な体制拡充、標準報酬等の不適正な遡及訂正処理の可能性の高い厚生年金受給者約2万人への戸別訪問調査、等の取組を実施した。

平成20年度に達成すべき目標 2. 適用事務に関する事項 (※「達成すべき目標」における項番1(1))	(1) 国民年金の適用の適正化 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適正化を図る。
--	---

1. 指標の推移 (年度別)

指標名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
被保険者数 (国民年金第1号 及び第3号被保険 者数)	資格取得者数	6,796,138	6,576,974	6,730,570	6,858,802	6,771,366	—
	(うち第1号被保 険者数)	5,395,640	5,185,371	5,328,917	5,407,656	5,402,164	—
	資格喪失者数	7,127,225	6,916,303	7,534,587	7,897,197	7,310,735	—
	(うち第1号被保 険者数)	5,626,058	5,453,641	5,999,645	6,284,724	5,750,117	—
	年度末現在	33,162,957	32,825,823	32,019,496	30,981,360	30,442,722	—
	(うち第1号被保 険者数)	22,169,521	21,903,485	21,230,496	20,353,751	20,006,624	—

※ 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

2. 目標達成に向けての取組状況

<p>平成20年度達成すべき目標</p> <p>2 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p>	<p>目標達成に向けての取組状況 (平成20年度)</p>
	<p>被保険者種別変更の届書等に係る適正な届出及び早期提出の周知については、「国民年金事業の推進について(通知)」(平成6年3月31日庁文発第1411号)の通知等に基づき、以下のような取組を実施した。</p> <p>① 健保・厚年の新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会などを活用し、種別変更届及び第三号被保険者に係る届出の周知について事業主の協力を求め、事業所向け広報誌の従業員への回覧や退職時のチラシ・パンフレットの配布などにより、第二号被保険者及び第三号被保険者への適正な届出及び早期提出の周知に努めた。</p> <p>② 公共職業安定所との連携により、雇用保険受給者説明会における種別変更の届出周知や届出用紙の配付等を行った。</p> <p>③ 国民年金委員を活用した地域住民への届出等の広報を行った。</p> <p>④ 第二号被保険者の資格を喪失した者及びその者に扶養されていた配偶者、並びに政管健保の被扶養者に該当しなくなった第三号被保険者に対し、2か月間経過しても種別変更の届出がない場合には届出勸奨状を送付し、勸奨を行ってもなお届出がされない場合には、職権で第一号被保険者として種別変更を行った。</p> <p>⑤ 企業等に就職したとして第一号被保険者の資格喪失の届出があった者について、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業等から第二号被保険者の届出がない場合、第一号被保険者の資格喪失の届出が適正であったか否かについて確認を促す通知を行い、適正な届出でないことが確認された際には資格喪失の取消を行った。</p> <p>⑥ 市町村から20歳到達等の在日外国人に係る情報の提供を受け、資格取得等の届出勸奨状を送付し、勸奨を行ってもなお届出がされない場合には、永住者や特別永住者については、職権で第一号被保険者として資格取得等を行った。</p> <p>(注) 国民年金委員…地域住民に対する国民年金制度の周知や届出手続の相談等を行うために 社会保険庁長官が委嘱した民間協力者</p>

<p>2. 適用事務に関する事項 (※「達成すべき目標」における項番1(2))</p>	<p>(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。 【数値目標】重点加入指導実施事業所数：前年度を上回る</p>
---	---

1. 指標の推移 (年度別)

指標名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
新規適用事業所数	厚生年金保険	58,265	66,087	80,059	78,467	69,403	—
	政府管掌健康保険	57,945	65,010	78,973	77,000	68,718	—
	船員保険	144	227	194	138	158	—
全喪事業所数	厚生年金保険	46,092	45,223	41,634	40,121	41,366	—
	政府管掌健康保険	43,915	43,789	40,790	39,596	39,850	—
	船員保険	218	240	205	166	141	—
適用事業所数 (年度未現在)	厚生年金保険	1,631,671	1,648,101	1,681,355	1,715,590	1,739,566	—
	政府管掌健康保険	1,498,226	1,515,290	1,548,534	1,582,047	1,607,033	—
	船員保険	6,347	6,292	6,237	6,173	6,155	—
訪問勧奨実施事業所数 ※	事業所	48,765	53,129	28,961	39,407	24,944	行動計画で定める件数 (前年度を上回る)
重点加入指導実施事業所数	事業所	3,513	4,013	6,786	3,583	1,652	行動計画で定める件数 (前年度を上回る)

被保険者数 (資格取得分)	厚生年金保険	人	6,453,507	6,904,641	7,254,341	7,424,684	6,912,060	—
	政府管掌健康保険	人	4,529,561	4,703,201	4,930,497	4,945,206	4,397,225	—
	船員保険	人	25,210	28,745	25,735	25,402	25,235	—
被保険者数 (資格喪失分)	厚生年金保険	人	6,069,532	6,375,211	6,448,290	6,642,565	6,998,244	—
	政府管掌健康保険	人	4,401,356	4,478,890	4,555,635	4,632,242	5,238,374	—
	船員保険	人	26,228	29,119	26,848	26,076	26,201	—
被保険者数 (年度未現在)	厚生年金保険	人	32,491,043	33,021,689	33,794,056	34,570,097	34,444,751	—
	政府管掌健康保険	人	18,930,749	19,156,318	19,501,172	19,806,788	18,952,570	—
	船員保険	人	66,081	64,834	63,499	62,804	61,868	—
被扶養者数 (年度未現在)	政府管掌健康保険	人	16,685,610	16,493,297	16,437,136	16,487,541	14,751,611	—
	船員保険	人	108,705	103,105	97,657	94,602	82,266	—
	定時決定時調査件数	事業所	392,027	355,420	255,475	122,905	22,638	—
調査官総合調査件数	事業所	329,464	376,818	388,322	185,473	38,522	—	
資格関係事業所調査件数 ※	事業所	—	496,954	460,916	206,652	45,933	—	
賞与支払事業所数 (年度延数)	厚生年金保険	事業所	1,957,551	1,932,383	1,917,570	1,895,238	1,812,803	—
	政府管掌健康保険	事業所	1,671,868	1,645,961	1,627,092	1,601,448	1,524,365	—
	船員保険	事業所	4,199	4,099	4,131	4,025	3,999	—

※ 「訪問勧奨実施事業所数」は、平成18年度までは「巡回説明実施事業所数」として実施していた件数である。
また、職員による実施数と民間委託による実施数の合計数である。

※ 「資格関係事業所調査件数」は、「調査官総合調査件数」を含み、「定時決定時調査件数」を除いた数。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成20年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成20年度）
<p>2 適用事務に関する事項</p> <p>(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。</p> <p>【数値目標】 重点加入指導実施事業所数 ：前年度を上回る</p>	<p>①未適用事業所の適用促進 未適用事業所の把握及び適用の促進については、制度の適正な運営及び費用負担の公平性を図るため、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（基本通知）」（平成19年4月10日庁文発第0410012号）等の通知に基づき、以下のとおり実施した。 また、平成20年度については、前年度同様、社会保険事務局・社会保険事務所毎に適用促進への取組目標や具体的スケジュール等を定めた行動計画を策定し、適用の適正化に向けた計画的な取組を実施するよう努めた。 ・適用した事業所数 6,199事業所（19年度）→ 3,381事業所（20年度） うち職権適用の実施数： 73事業所（19年度）→ 21事業所（20年度）</p> <p>ア 適用促進対象事業所の選定 厚生年金保険と雇用保険の適用事業所に関するデータを突合した情報、新規設立法人情報等を活用して、未適用事業所である可能性のある事業所をリストアップし、適用促進対象事業所として選定した。</p> <p>イ 適用勸奨 これら適用促進対象事業所に対しては、民間委託の活用による文書・電話勸奨及び訪問による加入勸奨を実施し、事業主からの自主的な届出を促すとともに、未適用事業所の把握に努めた。 〔民間委託の状況〕 ・文書・電話勸奨事業所数 36,860事業所 ・訪問加入勸奨事業所数 24,198事業所</p>

ウ 重点的な加入指導等

加入勸奨を実施しても自主的に届出を行わない事業所のうち、一定規模（10人）以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、呼出や訪問による重点的な加入指導を実施した。

また、重点的な加入指導後においても加入手続を行わない事業所に対しては、立入検査等を行い、職権適用を実施した。

重点的な加入指導及び職権適用については、主として職員が実施するものであるが、平成20年度においては、年金記録問題への対応を優先したこと等により、前年度を上回る実績には至らなかった。

・呼出による加入指導：

1,030 事業所（19年度）→ 595 事業所（20年度）

・戸別訪問等による重点的な加入指導：

3,583 事業所（19年度）→ 1,652 事業所（20年度）

その他、公共職業安定所からの求人申込時の社会保険の加入状況にかかる情報提供に加え、他省庁との連携を強化し、地方運輸局等からの貨物自動車運送事業者や旅客自動車運送事業者の社会保険の加入状況にかかる情報提供を受け、未適用事業所の把握及び加入指導に努めた。

エ 未適用事業所の状況

適用促進事業所情報・事蹟管理システムを活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な管理や加入指導事蹟の継続的な管理等を実施するよう努めた。

平成21年3月末現在において、社会保険庁が未適用事業所として把握している事業所数は、103,247 事業所である。

②適正届出の励行促進

適正届出の励行促進については、事業所調査の際の事業主に対する指導の実施、事業主を対象とした新規適用事業所説明会、算定基礎説明会などにおいて徹底を図るとともに、定時決定時の調査（船員保険においては、標準報酬実態調査）の際の説明及び各種広報媒体（チラシ・パンフレットの配布及び各種広報誌での説明）による制度の周知を図り、適正な届出の励行に努めた。

特に、事業主の利便性の向上及び負担の軽減を図る観点から、インターネットによる届出や電子媒体による届出を促進するとともに、適正な届出の励行に努めた。

しかしながら、制度に対する理解が得られない事業主より、適正な届出がなされていない事例が平成20年度も見受けられたことから、引き続き各種説明会の開催及び各種広報媒体による制度の周知を図ることにより適正な届出の励行に努めていくこととしている。

③事業所調査の実施

平成20年度において、適用の適正化を図るため、過去の調査実績等から届出が適正に行われていないと判断される事業所や短時間就労者が多い事業所、被保険者や関係機関等からの情報提供に基づき選定した事業所を重点的に調査する取組を実施した。また、派遣労働者の適用の適正化として、都道府県労働局と連携し、請負労働者、派遣労働者、外国人労働者等に対する調査を実施した。

なお、平成20年度の実績では、資格関係事業所調査件数は45,933ヶ所、適用事業所数1,739,566ヶ所の2.64%となり、調査件数は前年度206,652ヶ所に比較して大幅に減少した。

また、事業所調査により資格得喪関係や標準報酬月額額の修正を行ったことにより、保険料の適正化を図った金額（効果額）は、厚生年金保険で15億9千万円、政府管掌健康保険で7億1千万円と前年度の実績を下回った。

なお、事業所調査により、新たに適用された被保険者数は、7,735名であった。

【事業所調査による保険料適正化の件数及び効果額】

事 項	平成19年度		平成20年度	
	件数	効果額 (単位:百万円)	件数	効果額 (単位:百万円)
資格得喪関係	23,382	1,989	7,002	1,110
厚生年金保険	39,311	1,034	9,795	484
標準報酬月額関係	62,693	3,023	16,797	1,594
計	20,373	894	5,360	415
資格得喪関係				
政府管掌健康保険				

標準報酬月額関係	37,327	670	9,139	295
計	57,700	1,564	14,499	710
合 計	120,393	4,587	31,296	2,304

(注) 事業所調査…適用事業所における被保険者の資格取得、喪失及び報酬等の届出状況等について、社会保険調査官が行う調査をいう。

社会保険調査官…政管健保、船員保険及び厚生年金保険の事業所調査を主に担当職員をいう。

④全喪届の適正化

全喪届については、平成15年度から全喪届を法令上位置づけるとともに、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務づけ、また、平成16年9月には、全喪届に係る事務処理の適正化を図るため、全喪届の総点検を実施し、さらに、平成18年11月からは、全喪届が提出された事業所について、地方社会保険事務局のホームページに掲載する等の取組により、その適正化を図っている。

平成20年度の厚生年金保険全喪事業所数は、41,366事業所、政府管掌健康保険全喪事業所数は、39,850事業所であった。

⑤電子申請の利用促進

平成20年6月に、電子申請の利用促進並びに事業主及び社会保険労務士の事務負担の軽減を図るため、社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを届書等の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることを可能とするとともに、平成21年3月に、磁気媒体届書作成プログラムを活用した電子申請について、パソコンのOSをWindows Vista対応を可能とした。

また、平成20年9月に、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等4手続について、電子政府の総合窓口(e-Gov:イーガブ)の電子申請体験システムに追加し、実際の画面遷移にしたがって申請書の作成から署名送信までの操作の体験を可能とするとともに、平成21年3月に、企業等が人事・給与管理等で使用しているソフトと連携がとれるよう総務省と連携し、手続の仕様の公開を実施した。

<p>平成20年度に達成すべき目標</p>	<p>3. 保険料等収納事務に関する事項 (※「達成すべき目標」における項番2 (1))</p> <p>(1) 国民年金の収納率の向上 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。 平成20年度においては、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成18年度分保険料の最終的な納付率が平成17年度分保険料の最終的な納付率を上回るよう努める。 なお、納付率向上の取組に関する評価について、次の点の検討を進め、平成20年度中に考え方を明らかにする。</p> <p>① 未納者の具体的状況や属性 (所得、未納期間、住所の有無、納付意向 (拒否の有無) など) を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて引き続き検討する。</p> <p>② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を引き続き検討する。</p>
-----------------------	---

1. 指標の推移 (年度別)

指標名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
保険料納付対象月数 (当該年度分) ①	万月	20,613	19,060	18,701	18,153	17,522	行動計画で定める件数
保険料納付月数 (当該年度分) ②	万月	13,111	12,793	12,396	11,609	10,873	行動計画で定める件数
保険料納付率 (当該年度分) ②/① ※	%	63.6	67.1	66.3	63.9	62.1	-
口座振替利用率	%	37.0	40.2	40.2	39.5	38.0	-
電話納付督促件数 (延べ数)	万件	649	823	545	393	1,483	行動計画で定める件数
戸別訪問件数 (延べ数)	万件	1,341	1,774	1,627	1,431	1,103	行動計画で定める件数
催告状発行件数 (延べ数)	万件	4,021	3,418	1,863	823	818	行動計画で定める件数
最終催告状発行件数	件	31,497	172,440	310,551	40,727	16,350	行動計画で定める件数
督促状発行件数	件	3,637	36,398	100,890	8,980	3,262	-
コンビニ収納件数	万件	347	589	749	874	966	-

免除者数 (各年度末現在)	法定免除	人	1,092,863	1,126,166	1,135,369	1,129,124	1,143,883	—
	申請全額免除	人	1,761,775	2,155,879	2,069,460	2,017,090	2,042,874	—
	申請3/4免除	人	—	—	263,731	269,926	266,925	—
	申請半額免除	人	414,310	532,984	212,568	186,724	174,526	—
	申請1/4免除	人	—	—	79,255	78,428	76,822	—
	合計	人	3,268,948	3,815,029	3,760,383	3,681,292	3,705,030	行動計画で 定める件数
学生納付特例者数 (各年度末現在)	人	1,727,564	1,760,373	1,702,861	1,657,334	1,650,757	1,650,757	行動計画で 定める件数
若年者納付猶予者数 (各年度末現在)	人	—	340,525	373,156	369,325	371,061	371,061	行動計画で 定める件数
追納件数 (各年度末現在)	件	565,125	580,160	615,003	728,740	683,898	683,898	—

※「保険料納付率(当該年度分)」とは、当該年度に納付すべき月数(納付対象月数)のうち、当該年度中(翌年度4月末まで)に納付された月数(納付月数)の割合である。

※ 17年度以降の「電話納付督促件数」、「戸別訪問件数」及び「催告状発行件数」については、市場化テスト受託事業者による督促件数を含む。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成20年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況 (平成20年度)
<p>3 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。</p> <p>平成20年度においては、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成18年度分保険料の最終的な納付率が平成17年度分保険料の最終的な納付率を上回るよう努める。</p> <p>なお、納付率向上の取組に関する目標と評価について、引き続き、次の点の検討を進め、平成20年度中に考え方を明らかにする。</p> <p>① 未納者の具体的状況や属性（所得、未納期間、住所の有無、納付意向（拒否の有無）など）を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定する</p>	<p>国民年金保険料の確実な収納を図るため、社会保険事務所毎に、未納者属性や地域特性に応じた納付督促を実施するため「国民年金保険料収納にかかる行動計画（アクションプログラム）」を策定し取り組んでいる。</p> <p>納付率向上の取組に関する目標と評価については、</p> <p>① 市町村から提供される所得情報を基に、所得及び未納期間等により未納者区分を明確に分類したうえで、実現すべき納付月数、免除等承認者数等の具体的目標を設定し、その属性に応じた効率的かつ効果的な収納対策に取り組んだところである。</p> <p>② 納付率の算定の前提に影響を与える諸条件の1つである未加入者数については、20歳到達者の完全適用や被保険者種別変更の適正な届出の促進勸奨など適用の適正化により大幅に減少しており、この条件を考慮した納付率と実績との乖離幅も縮小している。</p> <p>なお、平成21年度の目標納付率については、日本年金機構が設立されるまでの間（平成21年12月まで）、80%を目標とし、その達成に向けて最大限努力することとしている。</p> <p>〈平成20年度の取組状況〉</p> <p>○ 各種対策の実施に当たっては、実施時期・実施方法が全国的に概ね同様の取組については、統一的に実施するとともに、市町村から提供された所得情報を活用し、各社会保険事務所における地域特性や未納者属性等を考慮したきめ細かな対策を着実に実行し、納付率の向上に努めたところである。</p>

ことについて引き続き検討する。

- ② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これららの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を引き続き検討する。

具体的な取組については、以下のとおり。

① 基本的な収納対策の確実な実施

「行動計画年間スケジュール」に基づき策定した、社会保険事務所毎の対策を確実に実施することを前提とし、平成19年度の督促実績を踏まえ、行動計画を策定した。

なお、収納対策について充分な人員配置が困難な社会保険事務所においても、強制徴収の取組のための人員を1事務所当たり最低1名は確保し、確実に実施するとともに、他の収納対策についても、優先順位を設け対象者を細分化し、対策の規模を縮小する等の措置を講じて、可能な範囲で最大の効果を上げるよう、計画を立てて実施した。

② 独自対策の実施

独自対策の実施が可能な社会保険事務所(局)にあつては、各月末における納付月数、全額免除等承認者数、納付対象月数、さらに口座振替による納付月数や優良納付月数、督促納付月数、職権適用や20歳加入者の納付状況などを詳細に分析の上、対策を実施した。

③ 市場化テストによる納付督促の実施

市場化テスト受託事業者が納付督促を適正かつ確実に実施するよう監督を行い、納付実績の向上を図ったところである。また、市場化テスト受託事業者は、同じ目的を共有するパートナーであり、市場化テスト受託事業者の実績は社会保険事務所の実績でもあることを認識した上で、情報交換(協力連携)をより円滑に行い、互いのノウハウ等を最大限活用した対策を実施した。

④ 進捗管理の徹底

各種対策を確実に実施し、その実効を上げるため、計画に対する実施状況の進捗管理の徹底を図った。特に、市場化テスト受託事業者、電話納付督促業務受託事業者及び国民年金推進員等が行う納付督促は、年金記録問題への対応による影響を直接受けにくいことから、着実に実施するための進捗管理を徹底した。

また、個人別目標の進捗管理を行うことにより、対策の実効を上げることへの目的意識の醸成を図り、社会保険事務所全体の実績向上に結びつけることとした。

○ 上記の方針に基づき、取り組んだ各種対策の実施結果は以下のとおり。

【督励方法別実績】

	19年度実績	20年度実績
電話納付督励	915万件	1,483万件
戸別訪問督励	1,455万件	1,103万件
催告状	897万件	818万件

※市場化テラスト受託事業者による督励件数を含む。

① 納めやすい環境づくり

コンビニエンスストアでの納付、インターネットや携帯電話などの電子納付、クレジットカードによる納付については、納付書の裏面や同封リーフレット等により納付方法の周知を図ることにより、着実に実績を伸ばしている。

	19年度実績	20年度実績
コンビニエンスストア	874万件 (1,361万円)	966万件 (1,533万円)
インターネット・携帯電話	31万件 (75万円)	38万件 (95万円)
クレジットカード	2.4万人 (0.1万円)	9.4万人 (52万円)

口座振替の推進については、資格取得時における口座振替勸奨、口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勸奨、未納者に対する職員や国民年金推進員等による戸別訪問時での勸奨、市場化テラスト事業における受託事業者による勸奨などにより、積極的な取組を実施したが、口座振替利用率は38.0%（対前年度比▲1.5ポイント）であった。口座振替利用率の向上は、確実に安定した収納の確保に寄与

するばかりでなく、業務の効率化にも資することから、引き続きより一層の促進に努めていくこととしている。

	19年度実績	20年度実績
口座振替勧奨件数	192 万件	190 万件
口座振替利用率	39.5%	38.0%

② 免除等制度の周知徹底

保険料を納めることが経済的に困難な被保険者については、免除等制度の利用により、確実に年金受給権を確保することが重要であることから、以下の取組を実施した。

ア 市町村から提供される所得情報の早期取得に努め、免除等基準に該当すると思われる未納者に対して免除等制度の周知及び申請手続の勧奨を実施した。

イ 個別勧奨文書送付後は、職員及び国民年金推進員等が連携を図り、申請書の早期受理に努めた。

ウ ハローワークとの連携により、失業者に対する雇用保険受給者初回説明会等の機会を活用して、失業による特例免除制度に関する周知を図った。

エ 主要な国公立大学に対して、学生納付特例申請に関する代行事務促進のための協力依頼を行うとともに、在学生への学生納付特例制度の周知及び卒業生への若年者納付猶予制度の周知のための大学等への周知用チラシの設置等について協力依頼を行った。

	19年度実績	20年度実績
第1号被保険者数	2,001 万人	1,966 万人
免除勧奨件数	212 万件	166 万件
全額免除者数等	517 万人 (25.8%)	521 万人 (26.5%)

※第1号被保険者数には任意加入者は含まれていない。

※免除勧奨件数はダイレクトメールによる勧奨件数である。

※全額免除者数等には、「学生納付特例」及び「若年者納付猶予」を含む。

※()内は第1号被保険者数に占める割合である。

③ 強制徴収の実施

保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者に対しては、強制徴収による厳格な対応を行うこととしている。平成20年度においては、平成19年度に引き続き、年金記録問題への対応等により、体制の確保が困難であったこともあり、最終催告状の発行件数は1.6万件にとどまった。また、同様の状況下、平成19年度以前に最終催告状を発行した者も含めて、納付に応じない8,160人に督促状を発行（平成20年度に最終催告状を発行した者に対する督促状発行件数は3,262件）し、そのうち5,534人に対して差押えを執行するにとどまった。

④ 民間委託の活用

国民年金保険料収納事業について、平成20年度は90か所の社会保険事務所において外部委託を拡大したところである。

平成20年度における市場化テストによる受託事業者の事業実績については、25事務所については、現年度分と過年度分を合わせた要求水準を達成したが、160事務所については、要求水準を達成できなかった。

現年度分の要求水準に着目すれば、継続95か所のうち、3事務所が要求水準を達成したが、残りの92事務所は要求水準を達成できず、継続95か所全体の要求水準達成率は81.2%と低調であった。

また、拡大90か所のうち、12事務所が要求水準を達成したが、残りの78事務所は要求水準を達成できず、拡大90か所全体での要求水準達成率は86.9%と、要求水準を達成することはできなかった。

なお、コストについては、社会保険事務所による納付督促と比較して、人件費を中心に相当の削減が図られている。

今後は、受託事業者の実施結果を分析し、適切な指示・指導を行うとともに、情報の共有化を図るなどして、更なる協力・連携体制の強化を図ることとする。

○ 上記のように各般の対策に取り組んだところであるが、平成 20 年度保険料納付額は 1兆 7,470 億円であり、平成 20 年度国民年金保険料の現年度分納付率は 62.1%（対前年度比▲1.9 ポイント）となり、目標納付率 80.0%の達成には至らなかった。

一方、過年度分保険料の収納月数の増加により、平成 18 年度分保険料の最終納付率は、70.8%（平成 20 年度末）となり、平成 19 年度末と比較して 1.7 ポイント増加したが、目標の達成には至らなかった。

<参考>平成 17 年度分最終納付率：72.4%（平成 19 年度末時点）

なお、現年度分納付率が低下した主な要因としては以下のことが考えられる。

- ① 特に平成 20 年度以降の金融・経済危機による雇用情勢の悪化に伴い急増した失業者など、第 2 号被保険者から第 1 号被保険者へ移行した者に対する取組が十分に実施できなかったこと
- ② 市場化テストによる納付督促について、市場化テスト受託事業者との協力・連携が十分に実施できなかったこと等により、その効果が十分に発揮されなかったこと
- ③ 年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督促等の取組が年間を通じて十分に実施できなかった。

○ 平成 21 年度においては、年金記録問題への対応を最優先としつつ、日本年金機構の設立が予定される平成 22 年 1 月までの間（平成 21 年 12 月まで）、目標納付率 80%の達成に向けて最大限努力する。その目標に向けて納付率を反転上昇させるため、非常勤職員の活用による体制強化等を図りながら、各般の収納対策を推進することにより、平成 21 年 12 月末時点の現年度納付率を、平成 20 年度の現年度納付率より 3 ポイント以上（年度ベースで 4 ポイント以上）上昇させることを目指すこととしている。

〈参考〉

【納付率の推移】

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分保険料					63.9%	66.7%
20年度分保険料						62.1%

※各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付率である。

※保険料は過去2年分の納付が可能であるため、例えば18年度分保険料の最終納付率は20年度の欄の「70.8%」となる。

3. 保険料等収納事務に関する事項 (※「達成すべき目標」における項番2(2))

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進
 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の確実な納入を促進するとともに、
 社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施す
 る。

【数値目標】

○ 保険料収納率

厚生年金保険 : 98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

政府管掌健康保険 : 98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

船員保険 : 92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

○ 口座振替実施率

厚生年金保険 : 84%以上

政府管掌健康保険 : 85%以上

船員保険 : 57%以上

注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定(繰越)額の合計額に対する
 当年度の収納額の割合

平成20年度に達成すべき目標

1. 指標の推移(年度別)

指標名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
保険料収納額 (過年度分を含む) ①	億円	194,537	200,584	209,834	219,690	226,905	—
	億円	64,619	65,676	66,403	67,759	66,181	—
	億円	652	639	621	615	611	—
拠出金収納額	億円	1,319	1,334	1,358	1,955	2,014	—
保険料調定額 (過年度分を含む) ②	億円	198,022	203,577	212,612	222,672	230,627	—
	億円	66,220	67,090	67,752	69,251	68,052	—
	億円	711	694	670	659	655	—
拠出金調定額	億円	1,326	1,341	1,365	1,965	2,028	—
保険料収納率 ①/②	%	98.2	98.5	98.7	98.7	98.4	98.7
	%	97.6	97.9	98.0	97.8	97.2	98.0
	%	91.7	92.1	92.6	93.3	93.3	93.3
差押え事業所数(16年度までは延べ事業所数)	事業所	17,223	13,631 (実事業所数)	15,613	12,879	10,483	前年度を上回る

口座振替事業所数	政管健保・厚生年金	事業所	1,411,667	1,433,607	1,466,658	1,498,855	1,517,711	—
	船員保険	事業所	4,110	4,116	4,129	4,095	4,110	—
口座振替実施率	厚生年金保険	%	84.3	84.2	84.0	83.5	81.9	84
	政府管掌健康保険	%	85.7	85.5	85.2	84.6	82.8	85
	船員保険	%	56.5	56.4	56.4	56.1	55.6	57

2. 目標達成に向けての取組状況

<p>平成20年度達成すべき目標</p>	<p>目標達成に向けての取組状況（平成20年度）</p>
<p>3 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○保険料収納率</p> <p>厚生年金保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>政府管掌健康保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>船員保険：92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険：84%以上</p> <p>政府管掌健康保険：85%以上</p> <p>船員保険：57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年</p>	<p>①口座振替の促進</p> <p>保険料の納付期限の納入を確実なものとするため、各事業所に対する口座振替による保険料納付の促進や納期内納入の励行指導に努めた。</p> <p>具体的には、新規適用届の提出時に口座振替の納付を推奨するほか、既適用事業所においては勸奨状の送付、電話、訪問による勸奨を行い、口座振替事業所の増加に努めた結果、口座振替事業所数は、厚生年金保険・政府管掌健康保険、船員保険いずれも前年度の実績を上回った（厚生年金保険・政府管掌健康保険：1,498,855事業所（19年度）→1,517,711事業所（20年度）、船員保険：4,095事業所（19年度）→4,110事業所（20年度））が、口座振替実施率は、厚生年金保険においては81.9%（目標84%）、政府管掌健康保険においては82.8%（目標85%）、船員保険においては55.6%（目標57%）で、目標の達成に至らなかった。</p> <p>なお、口座振替を実施していない事業所は、滞納事業所、現金決済主義の事業所、公的機関であり、現在の口座振替実施率は、口座振替が可能な事業所の相当程度が実施しているものと見込まれる。</p> <p>(注) 口座振替実施率・・・口座振替実施事業所数/適用事業所数</p> <p>②納期内納入の促進のための広報</p> <p>広報誌等の活用及び納入告知書送付時における納期内納入の依頼文書の同封など、納期内納入について、効率的・効果的な広報に努めた。</p> <p>③滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分</p> <p>滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分については、各地方社会保険事務局・社会保険事務所において行動計画目標及び実施方針を策定し、それに基づく具体的な取組等を徴</p>

度の収納額の割合

収対策会議で決定した上、確実な取組に努めるとともに、「滞納整理関係事務処理要領の制定について」（平成20年6月30日庁保険発第0630003号）の通知に基づき、適正な事務処理の徹底に努めた。

なお、滞納となった事業所に対しては、「健康保険及び厚生年金保険等の滞納整理事務に係る初期手順要領について」（平成19年4月10日庁保険発第0410002号）の通知に基づき、滞納の早期解消を図るために速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止に努めた。

また、長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事業等に対しては、「健康保険、厚生年金保険等の保険料等の確実な滞納整理事務の徹底等について」（平成19年8月13日庁保険発第0813001号）の通知に基づき、取引金融機関や関係官公署における預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知等による納付督促に努め、納付計画を示さない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めた。

・滞納事業所数：123,655事業所（19年度）→147,171事業所（20年度）

（注）翌年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部が未納となっている事業所数を機械的に集計したものの。

④保険料収納率

保険料収納事務については、法令に基づき適正な事務処理を行うことが必要である。

厚生年金保険の保険料収納率については、当該年度分99.4%、過年度分18.4%で、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は98.4%（対前年度比▲0.3ポイント）となっており、98%以上となったものの、前年度の実績を下回り、目標を達成できなかった。

政府管掌健康保険の保険料収納率については、当該年度分98.9%、過年度分19.0%で、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は97.2%（対前年度比▲0.6ポイント）となっており、98%を下回るとともに、前年度の実績を下回り、目標を達成できなかった。

また、船員保険の保険料収納率については、当該年度分98.6%、過年度分13.5%で、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は93.3%となっており、92%以上となるとともに、前年度と同等の実績となり、目標を達成した。

⑤労働保険と徴収事務の一元化

社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）において、届出の受付、滞納整理の実施など、事務の一元化を推進した。

・労働保険との共通調査事業所数：1,545件（19年度） → 1,559件（20年度）

・労働保険との共通滞納事業所選定数：3,142件（19年度） → 3,298件（20年度）

	<p>4. 保険給付事務に関する事項 (※「達成すべき目標」における3 (1))</p> <p>(1) 年金給付の的確な実施 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。 【数値目標】 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標 (サービススタンダード) について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。 老齢基礎・老齢厚生年金 : 2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) 遺族基礎・遺族厚生年金 : 2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) 障害基礎年金 : 3か月以内 障害厚生年金 : 3か月半以内</p>
平成20年度に達成すべき目標	

1. 指標の推移 (年度別)

指標名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
年金給付費	厚生年金	億円	215,380	219,863	222,541	223,179	225,961
	基礎年金	億円	118,118	126,386	134,909	144,618	154,458
	国民年金	億円	20,888	19,527	18,149	16,862	15,779
	老齢福祉年金	億円	224	165	118	84	58
年金受給権者数	厚生年金保険	件	24,232,672	25,109,878	26,155,333	27,501,985	29,072,132
	国民年金	件	23,431,323	24,393,056	25,419,830	26,387,421	27,432,615
	船員保険 (新法)	件	2,067	2,127	2,172	2,212	2,246

厚生年金保険	件	1, 669, 807	1, 503, 277	1, 673, 250	2, 017, 202	2, 184, 449
国民年金	件	501, 317	498, 186	475, 151	595, 652	641, 603
船員保険 (新法)	件	73	85	82	75	74
老齢基礎年金	日	—	31.4	40.9 (31.2)	41.9 (31.2)	44.1 (34.8)
	%	—	98.7	94.7 (61.0)	94.3 (64.6)	87.7 (56.6)
老齢厚生年金	日	—	33.4	41.1 (32.0)	45.1 (35.4)	50.3 (40.3)
	%	—	98.3	93.2 (59.1)	87.2 (52.4)	76.1 (45.7)
遺族基礎年金	日	—	36.7	46.0 (35.8)	42.2 (34.2)	46.2 (36.2)
	%	—	93.7	88.7 (42.9)	91.0 (59.1)	83.2 (54.6)
遺族厚生年金	日	—	32.1	42.5 (29.9)	45.4 (31.8)	53.0 (37.9)
	%	—	97.7	90.0 (69.1)	83.8 (65.4)	74.5 (55.0)
障害基礎年金	日	—	61.9	62.3	58.2	62.4
	%	—	94.0	89.8	90.1	87.9
障害厚生年金	日	—	92.7	91.4	101.3	130.8
	%	—	73.5	75.7	72.4	31.0
年金受給者あてパブリック送付数 (新規裁定者送付分)	部	2, 076, 059	1, 901, 587	2, 048, 781	2, 366, 932	2, 550, 092

請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率 ※

※ 平成17年度及び平成18年度については、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除く前の所要日数の達成率である。ただし、障害年金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものは達成率計算から除いている。

※ 平成19年度及び平成20年度のうち、障害厚生年金については、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除く前の所要日数での達成率である。ただし、医師照会のうち著しく判断に時間を要するものは達成率計算から除いている。

※ 平成18年度以降の()内の数値は、加入状況の再確認を要しない方についての平均所要日数及び目標達成率であり、平成18年度から別途集計を行っているものである。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成20年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況 (平成20年度)																												
<p>4 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標 (サービススタンダード) について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率を数値目標としている。</p> <p>平成20年度の達成状況は、老齢基礎年金・老齢厚生年金、遺族基礎年金・遺族厚生年金について、加入状況の再確認を要する場合は70%以上、加入状況の再確認を要しない場合は40%台後半から50%台後半の達成率となっており、また、障害基礎年金では88%となっているが、障害厚生年金は31%の達成率となっている。</p> <p>これは、年金記録問題への対応を最優先したことによる影響のほか、団塊の世代が受給年齢に達し始めたことから、老齢厚生年金の裁定件数が19年度は前年度から約3割増加し、20年度は更に前年度から約1割増加となったことが要因と考えられる。</p> <p>このため、社会保険事務局において、事務処理体制の見直しや進捗管理の徹底を図るなど、達成率の改善に向けた取組みを推進した。</p>	<p>【年金給付関係】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給付種別</th> <th rowspan="2">決定件数</th> <th colspan="2">平均所要日数</th> <th colspan="2">達成率</th> </tr> <tr> <th>加入状況の再確認を要するもの</th> <th>加入状況の再確認を要しないもの</th> <th>加入状況の再確認を要するもの</th> <th>加入状況の再確認を要しないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老齢基礎年金</td> <td>144,736件</td> <td>44.1日</td> <td>34.8日</td> <td>87.7%</td> <td>56.6%</td> </tr> <tr> <td>老齢厚生年金</td> <td>1,967,899件</td> <td>50.3日</td> <td>40.3日</td> <td>76.1%</td> <td>45.7%</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎年金</td> <td>4,060件</td> <td>46.2日</td> <td>36.2日</td> <td>83.2%</td> <td>54.6%</td> </tr> </tbody> </table>	給付種別	決定件数	平均所要日数		達成率		加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの	加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの	老齢基礎年金	144,736件	44.1日	34.8日	87.7%	56.6%	老齢厚生年金	1,967,899件	50.3日	40.3日	76.1%	45.7%	遺族基礎年金	4,060件	46.2日	36.2日	83.2%	54.6%
給付種別	決定件数			平均所要日数		達成率																							
		加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの	加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの																								
老齢基礎年金	144,736件	44.1日	34.8日	87.7%	56.6%																								
老齢厚生年金	1,967,899件	50.3日	40.3日	76.1%	45.7%																								
遺族基礎年金	4,060件	46.2日	36.2日	83.2%	54.6%																								

遺族厚生年金	288,281件	53.0日	37.9日	74.5%	55.0%
障害基礎年金	64,511件	62.4日		87.9%	
障害厚生年金(注)	28,095件	130.8日		31.0%	

(注) 障害厚生年金については、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除く前の所要日数での達成率である。ただし、医師照会のうち著しく判断に時間を要するものは達成率計算から除いている。

	<p>4. 保険給付事務に関する事項（※「達成すべき目標」における3（2））</p> <p>(2) 健康保険の現金給付の適正化 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービスタ ンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達 成率100%の実現を図る。 傷病手当金 : 3週間以内 出産手当金 : 3週間以内 出産育児一時金 : 3週間以内 家族出産育児一時金 : 3週間以内 埋葬料(費) : 3週間以内 家族埋葬料 : 3週間以内</p>
--	---

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
現金給付費	億円	5,187	5,321	5,516	5,235	2,312	—
	億円	54	54	55	53	49	—
被保険者1人当たり支給日数 (傷病手当金)	日	1.37	1.41	1.42	1.43	0.68	—
	日	6.24	6.19	6.44	6.50	6.68	—

請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (政府管掌健康保 険) ※	傷病手当金	日	18.5	18.0	16.9	16.8	—
		%	85.6	92.4	95.9	95.1	—
請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (船員保険) ※	出産手当金	日	18.2	18.0	16.7	16.6	—
		%	87.6	90.3	96.5	95.6	—
請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (政府管掌健康保 険) ※	出産育児一時金	日	16.6	16.4	16.4	16.4	—
		%	94.2	96.9	98.3	97.2	—
請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (政府管掌健康保 険) ※	家族出産育児一時金	日	16.6	16.3	16.5	16.5	—
		%	94.4	96.9	98.2	96.8	—
請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (政府管掌健康保 険) ※	埋葬料 (費)	日	18.2	17.9	17.1	17.2	—
		%	85.6	88.8	94.3	92.7	—
請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (政府管掌健康保 険) ※	家族埋葬料	日	17.5	17.2	17.0	17.2	—
		%	88.3	92.2	95.4	92.4	—
請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (政府管掌健康保 険) ※	傷病手当金 (業務上・業務外)	日	18.8	17.5	14.3	15.1	—
		%	80.3	91.3	96.9	94.4	—
請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (政府管掌健康保 険) ※	出産手当金	日	16.8	15.2	14.4	17.5	—
		%	85.7	82.4	100.0	100.0	—
請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (政府管掌健康保 険) ※	出産育児一時金	日	13.0	12.9	12.7	11.7	—
		%	100.0	93.3	100.0	100.0	—
請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (政府管掌健康保 険) ※	家族出産育児一時金	日	14.8	14.2	13.4	14.7	—
		%	96.6	97.4	99.4	95.3	—
請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (政府管掌健康保 険) ※	葬祭料 (業務上・業務外)	日	18.6	18.2	16.6	20.2	—
		%	82.9	87.7	94.4	94.8	—
請求書を受け付け てから、給付金が 決定され、支給決 定通知書が届くま での平均所要日数 及び目標達成率 (政府管掌健康保 険) ※	家族葬祭料	日	15.3	14.1	13.7	13.5	—
		%	91.1	96.3	98.5	98.0	—

※ 平成17年度及び平成18年度については、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除く前の所要日数での達成率である。ただし、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものは達成率計算から除いている。

2. 目標達成に向けての取組状況

<p>平成20年度達成すべき目標</p>	<p>目標達成に向けての取組状況（平成20年度）</p>																																												
<p>4 保険給付事務に関する事項 (2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数の達成率100%の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料（費）、家族埋葬料：3週間以内 	<p>平成17年度より、請求書を受け付けてから給付金が決定され、支給決定通知書が請求者に届くまでの所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速化に取り組みている。</p> <p>また、平成19年度からは、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率を数値目標としている。</p> <p>なお、政府管掌健康保険給付関係については、平成20年10月以降、全国健康保険協会が実施している。</p> <p>達成率については、全ての種別で90%以上となっている。</p> <p>【政府管掌健康保険給付関係（平成20年9月末現在）】</p> <table border="1" data-bbox="810 206 1161 1393"> <thead> <tr> <th>給付種別</th> <th>決定件数</th> <th>平均所要日数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>439,339件</td> <td>16.8日</td> <td>95.1%</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>50,508件</td> <td>16.6日</td> <td>95.6%</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>37,757件</td> <td>16.4日</td> <td>97.2%</td> </tr> <tr> <td>家族出産育児一時金</td> <td>92,862件</td> <td>16.5日</td> <td>96.8%</td> </tr> <tr> <td>埋葬料（費）</td> <td>15,368件</td> <td>17.2日</td> <td>92.7%</td> </tr> <tr> <td>家族埋葬料</td> <td>19,969件</td> <td>17.2日</td> <td>92.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【船員保険給付関係】</p> <table border="1" data-bbox="1257 206 1455 1393"> <thead> <tr> <th>給付種別</th> <th>決定件数</th> <th>平均所要日数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>10,985件</td> <td>15.1日</td> <td>94.4%</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>4件</td> <td>17.5日</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>23件</td> <td>11.7日</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>	給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率	傷病手当金	439,339件	16.8日	95.1%	出産手当金	50,508件	16.6日	95.6%	出産育児一時金	37,757件	16.4日	97.2%	家族出産育児一時金	92,862件	16.5日	96.8%	埋葬料（費）	15,368件	17.2日	92.7%	家族埋葬料	19,969件	17.2日	92.4%	給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率	傷病手当金	10,985件	15.1日	94.4%	出産手当金	4件	17.5日	100.0%	出産育児一時金	23件	11.7日	100.0%
給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率																																										
傷病手当金	439,339件	16.8日	95.1%																																										
出産手当金	50,508件	16.6日	95.6%																																										
出産育児一時金	37,757件	16.4日	97.2%																																										
家族出産育児一時金	92,862件	16.5日	96.8%																																										
埋葬料（費）	15,368件	17.2日	92.7%																																										
家族埋葬料	19,969件	17.2日	92.4%																																										
給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率																																										
傷病手当金	10,985件	15.1日	94.4%																																										
出産手当金	4件	17.5日	100.0%																																										
出産育児一時金	23件	11.7日	100.0%																																										

家族出産育児一時金	568件	14.7日	95.3%
葬祭料	190件	20.2日	94.8%
家族葬祭料	172件	13.5日	98.0%

目標達成に向けての取組状況

平成20年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成20年度）
<p>5 社会保険オンラインシステムの見直し (※「達成すべき目標」における項番4 (1)) 社会保険業務の業務・システム最適化 計画に基づき、見直しを実施する。</p>	<p>社会保険オンラインシステムの刷新については、平成18年3月に策定した最適化計画に基づき、記録管理システム及び基礎年金番号管理システムについて、平成19年3月までに基本設計を行ったところである。その後、年金記録問題の解決が大きな課題となり、年金記録問題検証委員会報告書において、現行システムの機能に係る同委員会の検証結果を今後の設計、開発及び運用に反映することや、第三者的立場にある機関による点検・評価を受けること等の指摘を受けた。</p> <p>これを受けて、内閣に社会保険オンラインシステム最適化評価ワーキンググループ（以下「WG」という。）が設置され、第三者的な見地から専門的に点検・評価を受けているところであり、平成20年度においては、以下の取組みを実施したところである。</p> <p>① ITガバナンス体制を強化するため、上級システムアドバイザー等を配置するとともに、事務管理組織として本庁総務部に「情報企画調整室」を設置した。また、新たな年金記録管理システムの構築を行う組織として本庁運営部に「業務・システム最適化推進室」を設置した。更に、「社会保険オンラインシステム刷新検討委員会」を再編し、長官直轄とした。</p> <p>② 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムの刷新については、現行システムの機能に係る年金記録問題検証委員会の検証結果及びWGの指摘等を踏まえ、詳細設計の前に業務プロセスの見直しを反映した基本設計の修正を行うこととするなど、最適化の進め方を見直すこととした。</p> <p>③ WGにおける点検・評価を踏まえて、平成21年3月、基本設計補完業務として、①基本設計補完業務（業務ソフトウェア）、②アーキテクチャ設計及びプラットフォーム性能検証等業務、③基本設計補完業務の工程管理支援業務について調達仕様書案に対する意見招請を官報に公示した。</p>

平成20年度に達成すべき目標	6. 広報、情報公開、相談等に関する事項（※「達成すべき目標」における項番5（1）） (1) 広報活動の推進 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。 【数値目標】 生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の35%以上
----------------	--

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
ホームページアクセス数	件	53,921,866	60,932,277	80,863,688	117,546,717	105,430,865	85,000,000
生徒を対象とした年金セミナー実施校数	校 (延べ数)	3,616	4,722	5,262	4,598	3,816	—
生徒を対象とした年金セミナー実施率	%	21.9	28.7	32.1	28.3	23.6	35%以上

2. 目標達成に向けての取組状況

平成20年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成20年度）
<p>6 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <p>生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の35%以上</p>	<p>①年金広報の実施</p> <p>ア 年度末（2月）において、集中広報（新聞広告等を活用して行う広報）を実施するとともに、効果測定（①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果の把握）を実施した。</p> <p>イ 全国統一の広報物として作成している「総合パンフレット」（国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説）を改訂し、社会保険事務所や市町村の窓口に備え付けるとともに、「国民年金・厚生年金被保険者のしおり」（年金制度のしくみ等を解説）を作成し、年金手帳送付時に同封することによる広報を実施した。</p> <p>②年金教育（年金セミナー）の拡充</p> <p>ア 中学生・高校生を対象とした年金セミナーの拡充を図るため、地方社会保険事務局と各都道府県教育委員会、県教育局、県総務部学事課及び市町村教育委員会との間で年金教育推進協議会を開催するとともに、年金教育用副読本の改訂を行った。</p> <p>なお、中学・高校生に対する年金セミナーの実施率は23.6%（対前年度比▲4.7ポイント）であり、数値目標である35%を大幅に下回る結果となった。</p> <p>【年金セミナーの実施率】</p> <p>（平成19年度）28.3% → （平成20年度）23.6%</p> <p>達成できなかった主な要因としては、年金教育に係る予算が大幅に減少したことを踏まえ、年金教育推進員が学校訪問し年金セミナーを行っていた方法から、教員から授業で年金セミナーを行っていた方法への移行を試みたが、学校当局との間で連携が図れず、十分な取組ができなかったことが挙げられる。</p> <p>年金作品コンクールについては、ねんきん月間の時期にあわせ、長官表彰を実施したところであるが、応募作品は5,158件（対前年度比+1,172件）であり、その中から、長官賞（1作品）、優秀賞（3作品）、入選（6作品）を選出した。</p>

イ 平成18年4月に文部科学省を通じて大学等に協力依頼を行い、大学生に対する年金セミナーを実施しているところであり、平成20年度は、大学等での年金セミナーを36大学で合計44回実施した。

③被保険者への情報提供の充実

電子申請や磁気媒体による届出の普及促進を図るため、利用促進に係るチラシを作成し、社会保険事務所の窓口に来所した事業主等や各種説明会での配布、関係団体への協力依頼等に活用するとともに、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険・厚生年金保険賞与支払届に係る電子申請利用マニュアルを作成しホームページからダウンロードを可能とした。

<p>平成20年度に達成すべき目標</p>	<p>6. 広報、情報公開、相談等に関する事項 (※「達成すべき目標」における5(2))</p> <p>(2) 年金相談等の充実に関する事項 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報提供の充実を図る。 ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。</p>
-----------------------	--

1. 指標の推移 (年度別)

指標名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
年金相談者数 (来訪相談者数)	千人	8,347	7,444	8,001	10,777	12,438	—
年金見込額の提供件数	件	704,019	1,133,703	1,169,158	901,270	38,489	—
裁定請求書 (ターンアラウンド方式) の事前送付件数	件	—	553,367	1,552,419	1,783,287	1,838,115	—
インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	件	147,450	80,499	176,666	186,786	77,644	—
年金加入状況の通知件数	件	—	12,019,208	11,758,769	11,366,069	10,555,131	—

2. 目標達成に向けての取組状況

平成20年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況 (平成20年度)																								
<p>6 広報、情報公開、相談等に関する事項 (2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報提供の充実を図る。 ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。</p>	<p>《 相談体制の充実 》 年金相談については、全国312ヶ所の「社会保険事務所」、全国51ヶ所 (平成20年度末) の「年金相談センター」、全国3ヶ所 (平成20年度末) の「コールセンター」及び「社会保険業務センター中央年金相談室」において、来訪、電話、文書による年金相談を行っている。</p> <p>【年金相談件数 (平成20年度)】</p> <table border="1" data-bbox="670 219 1212 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>来訪相談</th> <th>電話相談</th> <th>文書相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>12,437,900件</td> <td>7,507,647件</td> <td>180,019件</td> </tr> <tr> <td>社会保険事務所 (312ヶ所)</td> <td>11,079,629件</td> <td>4,090,671件</td> <td>103,259件</td> </tr> <tr> <td>年金相談センター (54ヶ所※)</td> <td>1,336,683件</td> <td>68,103件</td> <td>773件</td> </tr> <tr> <td>コールセンター (3ヶ所)</td> <td>—</td> <td>3,346,873件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>社会保険業務センター中央年金相談室 (1ヶ所)</td> <td>21,588件</td> <td>—</td> <td>75,987件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成20年度当初は54ヶ所であったが、平成20年度中に3ヶ所廃止し、平成21年3月現在は51ヶ所となっている。</p> <p>また、年金記録問題への対応等のため、次の取組を実施した。</p>		来訪相談	電話相談	文書相談	合計	12,437,900件	7,507,647件	180,019件	社会保険事務所 (312ヶ所)	11,079,629件	4,090,671件	103,259件	年金相談センター (54ヶ所※)	1,336,683件	68,103件	773件	コールセンター (3ヶ所)	—	3,346,873件	—	社会保険業務センター中央年金相談室 (1ヶ所)	21,588件	—	75,987件
	来訪相談	電話相談	文書相談																						
合計	12,437,900件	7,507,647件	180,019件																						
社会保険事務所 (312ヶ所)	11,079,629件	4,090,671件	103,259件																						
年金相談センター (54ヶ所※)	1,336,683件	68,103件	773件																						
コールセンター (3ヶ所)	—	3,346,873件	—																						
社会保険業務センター中央年金相談室 (1ヶ所)	21,588件	—	75,987件																						

① 相談時間の延長、休日相談等

ア 平日の相談時間の延長

平成 20 年度においては、年金記録問題に対応するため、すべての社会保険事務所において、相談時間を午後 7 時まで延長した。

イ 休日における年金相談

年金記録問題に対応するため、平成 20 年 4 月 12 日（土）から 11 月までのすべての土日、並びに、12 月 6 日、13 日、14 日、20 日、平成 21 年 1 月 10 日、24 日、2 月 14 日、3 月 14 日において、全ての社会保険事務所を開庁して年金相談を実施した。

ウ 年金相談の予約制の実施

年金相談の予約制の実施については、「年金相談の予約制の実施について」（平成 18 年 9 月 22 日庁文発第 0922013 号）の通知に基づき、各社会保険事務所の実態に合わせて実施している。

エ ファクシミリによる年金相談

耳や発声が不自由なため、電話による年金相談が困難な方々に配慮した取組として、ファクシミリによる年金相談を実施している。（平成 17 年 4 月より実施）

オ 出張相談

社会保険事務所の配置状況や地域のニーズを考慮し、社会保険事務所が設置されていない市町村の庁舎や商工会館等に職員を派遣し、出張相談を実施した。

② 年金相談センター

年金相談センターについては、平成 20 年 7 月に津年金相談センターを、平成 20 年 9 月に和歌山年金相談センター及び浜松年金相談センターを廃止したことにより、平成 21 年 3 月末現在、51 ケ所となっている。

③ ねんきんダイヤル

電話相談については、まず、「中央年金相談室」の電話相談ブースを平成 17 年 8 月から段階的に拡充し、平成 17 年 10 月に 180 席体制に拡充した。

併せて、平成17年10月31日から、「中央年金相談室」と全国23ヶ所の「年金電話相談センター」をネットワークで結び、全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施した。更に、年金電話相談センターを集約化・効率化の観点から全国3ヶ所のコールセンターに集約することとし、19年7月に「中央年金相談室」を移転して第1コールセンターを設置、20年3月に第2コールセンターを設置、同年8月に第3コールセンターを設置した。

なお、平成20年度のねんきんダイヤル応答率については、年金記録照会等の相談件数の増加により、20.8%（平成19年度：44.9%）となっている。

④ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」

「ねんきん特別便」の送付に対応した電話相談体制として、平成19年12月17日から「ねんきん特別便専用ダイヤル」を設置し電話相談対応を実施した。

なお、平成20年度のねんきん特別便専用ダイヤルの応答率は、42.1%（平成19年度：33.6%）となっている。

⑤ 年金相談業務の質の向上

年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談マニュアル」について平成18年度に全面改定を行い、その後、法律改正等に伴い、順次改定を行っている。

また、平成18年度から全国一斉の年金相談担当者のレベル確認試験を年1回実施しており、平成20年度は12月17日に実施した。

《 年金個人情報提供の充実 》

○ 「ねんきん特別便」の送付

平成19年12月から平成20年10月までに全ての受給者・加入者（約1億9百万人）に送付し、国民の皆様にご確認をいただいております。これまでに約7,809万人（平成21年7月末現在）から回答をいただき、このうち、約93%の方（約7,279万人）の年金記録の確認作業が終了しました。

今後、いつでも年金記録の確認の申し立てができる仕組みを構築するため、すべての国民年金・厚生年金保険の被保険者に対し、これまでの保険料納付実績や年金の見込額等をわかりやすくお知らせする「ねんきん定期便」を平成21年4月から送付することとした。

(平成19年12月～平成20年10月までの送付件数)

・「ねんきん特別便」 10,873万件

○インターネットを活用した年金個人情報提供

平成18年3月より、年金見込額試算の対象年齢については55歳以上から50歳以上に引き下げ、対象者の拡大を図るとともに、インターネットを活用したID・パスワード認証方式による年金加入記録の即時提供を実施するなど年金個人情報の提供を行っている。また、ID・パスワードの発行対象者について、従来の被保険者への情報提供に加え、平成21年3月より老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給者に対しても加入記録の情報提供を開始し、サービスの拡大を図った。

(平成20年4月～平成21年3月まで)

・ホームページでの年金見込額試算受付件数 77,644件
50歳～54歳 26,818件
55歳以上 50,538件
電子申請 288件
・ID・パスワードの発行件数 230,723件

○58歳到達者に対する年金加入記録及び年金見込額のお知らせ

平成19年12月以降については全ての受給者・現役加入者に対して、年金記録を記載した「ねんきん特別便」を送付したため年金加入記録の送付は行っていないが、「ねんきん特別便」に回答いただき、年金記録を確認いただいた58歳に到達する者に対して

年金見込額の送付を行った。

今後、「ねんきん定期便」において、全ての国民年金・厚生年金保険の被保険者に対し、加入実績に応じた年金見込額をお知らせすることから、58歳到達者に限定した年金加入記録及び年金見込額のお知らせは廃止することとした。

(平成20年4月～平成21年3月まで)

・58歳到達者に対する年金見込額送付件数 1,381,027件

○ 厚生年金被保険者・国民年金第3号被保険者に係る住所記録整備の推進
事業主に対し、従業員及び被扶養配偶者の住所について確認の協力をお願いするチラシを納入告知書に同封するほか、インターネットを通じ広く広報を行った。

(平成20年4月～平成21年3月まで)

・被保険者住所一覧表発行依頼 29,186件

○ 年金加入状況通知

社会保険料控除証明書の裏面を活用し、前年1年間の年金加入状況を通知している。

(平成20年度の通知件数)

10,555,131件

<p>平成20年度に達成すべき目標</p>	<p>6. 広報、情報公開、相談等に関する事項 (※「達成すべき目標」における項番5(3))</p> <p>(3) 個人情報保護及び情報の公開 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。 【数値目標】 個人情報保護研修受研率：100%</p>
-----------------------	--

1. 指標の推移 (年度別)

指標名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
情報公開法に基づく開示請求の開示件数	件	2,717	4,044	8,022	8,706	4,841	—
レセプト開示件数 (20年9月までの数値)	件	5,207	5,834	6,172	6,448	2,408	—
個人情報保護に関する研修の参加人数	人	—	28,352	29,540	27,028	22,232	—

2. 目標達成に向けての取組状況

<p>平成20年度達成すべき目標</p>	<p>目標達成に向けての取組状況（平成20年度）</p>
<p>6 広報、情報公開、相談等に関する事項 (3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p> <p>【数値目標】 個人情報保護研修受研率：100%</p>	<p>①個人情報保護に関する取り組み 個人情報保護のため、端末操作に当たり、生体情報認証によりアクセス制御の厳格化を図るとともに、平成17年度から継続して、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等について適正に実施した。また、育児休暇や病気療養休暇などを理由として研修を受けていない616人を除く22,232人の職員（非常勤職員を含む）に対して職員研修を行い、個人情報保護の重要性の徹底に努めた。</p> <p>②個人情報保護法に基づく個人情報の開示 行政機関個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求への対応については、「行政機関個人情報保護法の施行に伴う個人情報の開示請求に係る取扱いについて」（平成17年3月31日庁保険発第0331001号）及び「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領について」（平成17年3月31日庁保険発第0331002号）の通知により定められた取扱要領に基づき、適切かつ円滑な情報開示の実施に努めた。</p> <p>※行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求の状況 279件（本庁 3件／地方社会保険事務局 276件）</p> <p>③レセプトの開示 レセプトの開示にあたっては、平成17年4月1日から、行政機関個人情報保護法が施行されたことに伴い、被保険者又は被扶養者から開示請求があった場合には、原則として開示することが義務となったことから、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領について」において具体的な取扱いを定め、適正な業務実施に努めた。</p>

なお、政府管掌健康保険に関するレセプトの開示業務については、平成20年10月1日から全国健康保険協会に移管されている。

④情報公開法に基づく行政文書の開示

情報公開法に基づく開示請求への対応については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う事務の実施について」(平成13年3月28日庁文発第626号)の通知により定められた取扱要領に基づき、適切かつ円滑な情報公開の実施に努めた。

※情報公開法に基づく行政文書開示請求の状況

4,841件(本庁 33件/地方社会保険事務局 4,808件)

<p>7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項 (※「達成すべき目標」における項番6 (1))</p>	<p>平成20年度に達成すべき目標</p> <p>(1) 健康保険の医療費の適正化 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>【数値目標】 被保険者1人当たりレセプト点検効果額 (資格点検を除く) 政府管掌健康保険：内容点検 439円以上 (平成20年9月までの半年分の数値) 外傷点検 218円以上 (平成20年9月までの半年分の数値) 船員保険：内容点検 1,279円以上 外傷点検 1,353円以上</p>
--	---

1. 指標の推移 (年度別)

指標名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
医療給付費	政府管掌健康保険 (20年9月までの数値)	35,640	36,770	37,242	38,850	19,415	—
	船員保険	210	211	204	210	209	—
医療費通知件数	政府管掌健康保険 (20年9月までの数値)	22,170,781	22,335,657	28,109,378	31,973,835	21,051,121	—
	船員保険	74,516	65,325	64,781	60,035	48,019	—
レセプト内容点検 件数 (過誤調整 確定分)	政府管掌健康保険 (20年9月までの数値)	1,083,791	1,222,405	1,409,318	1,569,455	763,103	—
	船員保険	3,895	4,901	4,914	4,925	4,014	—
レセプト点検効果 額	政府管掌健康保険 (20年9月までの数値)	23,719	24,300	25,518	26,372	12,073	—
	船員保険	141	134	169	132	82	—

被保険者1人当たり レセプト点検効果額	政府管掌健康保険全体 (20年9月までの数値)	円	3,747	3,416	3,323	3,379	1,654	内容点検：439円 以上 外傷点検：218円 以上
	内容点検効果額	円	738	806	877	928	435	
	外傷点検効果額	円	511	464	435	409	172	
負傷原因照会件数	船員保険全体	円	9,687	9,570	10,437	8,673	8,594	内容点検：1,279 円以上 外傷点検：1,353 円以上
	内容点検効果額	円	1,049	1,173	1,279	1,311	1,318	
	外傷点検効果額	円	1,067	868	1,353	788	721	
求償件数	政府管掌健康保険 (20年9月までの数値)	件	385,117	371,062	344,578	304,378	135,153	—
	船員保険	件	599	619	721	389	267	
	政府管掌健康保険 (20年9月までの数値)	円	8,068,586,780	7,440,237,334	6,929,294,495	6,717,099,188	2,781,486,414	
求償決定額	船員保険	円	62,127,170	45,077,547	55,275,397	42,016,008	38,046,548	—

2. 目標達成に向けての取組状況

平成20年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況 (平成20年度)								
<p>7 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>【数値目標】 被保険者1人当たりレセプト点検効果額 (資格点検を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府管掌健康保険 : <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>内容点検</td> <td>439円以上</td> </tr> <tr> <td>外傷点検</td> <td>218円以上</td> </tr> </table> (平成20年9月までの半年分の数値) ・ 船員保険 : <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>内容点検</td> <td>1,279円以上</td> </tr> <tr> <td>外傷点検</td> <td>1,353円以上</td> </tr> </table> 	内容点検	439円以上	外傷点検	218円以上	内容点検	1,279円以上	外傷点検	1,353円以上	<p>レセプト点検調査の実施については、「診療報酬明細書等の点検調査について (通知)」(平成10年6月23日庁保険発第11号)の通知に基づき実施してきたが、平成15年に「レセプト情報管理システム」を導入するとともに、平成16年8月4日に同通知を改正し、保険医療機関単位に、3ヶ月程度の連続した複数月のレセプトを抽出して行う縦覧点検に重点を置いた内容点検及び外傷点検の強化を図るとともに、傷病名を特定したレセプトを抽出し点検を行うなど、より一層医療費適正化の推進に努めた。</p> <p>①政府管掌健康保険のレセプト点検効果額</p> <p>ア 内容点検については、縦覧点検に重点を置くなどの点検手法を継続して行ってきたことなどの効果により、点検効果額において平成20年度は435円となり、目標と同程度の数値となった。</p> <p>イ 一方、外傷点検については、点検の強化を図ったものの、交通死亡事故の減少等に伴い、平成20年度の点検効果額は172円となり、目標数値を46円下回った。</p> <p>②船員保険のレセプト点検効果額</p> <p>船員保険については、レセプト情報管理システムは導入されていないため、手作業による抽出点検を行っているが、政府管掌健康保険と同様に「診療報酬明細書等の点検調査について (通知)」に基づき縦覧点検を中心とした内容点検及び外傷点検に努めた結果、その点検効果額は、内容点検については、平成20年度は1,318円となり、目標数値を39円上回り、外傷点検については、交通死亡事故の減少等に伴い、平成20年度は721円となり、目標数値を632円下回った。</p>
内容点検	439円以上								
外傷点検	218円以上								
内容点検	1,279円以上								
外傷点検	1,353円以上								

③被保険者等に対する通知

ア 被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を図るため、概ね全てのレセプトを対象として送付している医療費のお知らせに、医療費の額その他、仕事中や通勤途上でのケガや仕事に起因する疾病は健康保険では治療できないことなど、適正な保険診療の受け方を記載している。

イ 社会保険診療報酬支払基金における診療報酬明細書の審査により保険医療機関に支払われる医療費が減額された場合、被保険者等が窓口で支払う一部負担金においても過払いが発生する。この場合、保険医療機関に対して返還の申し出を行うことが出来ることから、一部負担金が一定以上減（増）額された場合には、減（増）額された医療費の額等について被保険者等のお知らせしている。

	<p>7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項（※「達成すべき目標」における項番6（2））</p> <p>平成20年度に達成すべき目標</p> <p>(2) 保健事業の実施 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。 特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健康事業を拡充するとともに、被扶養者に対する健康事業を効率的に実施し、それらの健康結果等に基づき特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。 平成20年度においては、今後特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査40%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導28%以上（被保険者・政管健保）が達成できるよう、平成20年度上半期においては、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。</p>
--	---

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
健診実施者数	政府管掌健康保険	3,479,084 (2,884,760)	3,686,003 (3,039,963)	3,267,977	3,501,740	—	—
	船員保険	19,051 (15,728)	18,623 (15,493)	15,254	14,805	—	—
特定健診実施者数 (政府管掌健康保険については、20年9月までの数値)	政府管掌健康保険 (被保険者)	—	—	—	—	2,134,244	2,437,000
	政府管掌健康保険 (被扶養者)	—	—	—	—	60,833	578,000
	船員保険 (被保険者)	—	—	—	—	14,720	16,060
	船員保険 (被扶養者)	—	—	—	—	2,732	11,860
事後指導実施者数 (政府管掌健康保険)	人	501,900	581,625	653,864	699,828	—	—

特定保健指導実施者数 (政府管掌健康保険については、20年9月までの数値)	政府管掌健康保険 (被保険者)	人	—	—	—	—	—	19,892	185,400
	政府管掌健康保険 (被扶養者)	人	—	—	—	—	—	0	28,800
	船員保険 (被保険者)	人	—	—	—	—	—	633	1,740
	船員保険 (被扶養者)	人	—	—	—	—	—	8	860
健診実施割合	政府管掌健康保険	%	33.4 (27.7)	35.5 (29.3)	31.2	32.8	—	—	—
	船員保険	%	41.7 (34.5)	43.0 (35.8)	36.9	36.0	—	—	—

注1) 健診実施者数及び健診実施割合は、平成16年度から17年度までは35歳以上、平成18年度より40歳以上の健診実施者の数としている。

注2) 健診実施者数の平成16年から17年の()内の数字は、40歳以上の健診実施者の数を見込んだものである。

2. 目標達成に向けての取組状況

<p>平成20年度達成すべき目標</p>	<p>目標達成に向けての取組状況（平成20年度）</p>
<p>7 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(2) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。</p> <p>特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健康事業を拡充するとともに、被扶養者に対する健康診査を効率的に実施し、それらの健康診査結果等に基づき特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>平成20年度においては、今後特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査40%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導28%以上（被保険者・政管健保）が達成できるよう、平成20年度上半期においては、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。</p>	<p>特定健康診査の実施を踏まえ、生活習慣病予防健康診査の検査項目に特定健診の項目を追加し、健診実施機関と契約を締結し、生活習慣病予防健康診査結果に基づく特定保健指導を実施した。また、年度当初に受診勧奨を行うため、ホームページやパンフレット等において事業主や被保険者に対する周知・広報を実施した。</p> <p>被扶養者に対する特定健康診査については、事業主を通じ特定健康診査受診券申請書と特定健康診査の実施に関するパンフレットを送付し、受診券申請者に特定健康診査受診券を随時発行した。（平成20年9月末までの特定健康診査受診券の発行枚数は約112万枚）</p> <p>また、特定健康診査等の実施率について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府管掌健康保険（平成20年9月まで。平成20年10月以降の全国健康保険協会管掌健康保険を含む。）の被保険者における平成20年度の特定健康診査の項目を含む生活習慣病予防健康診査の実施件数は3,925,057件、実施率は35.9%となっており、保健指導の実績については、特定保健指導が初回面談75,924件、6ヵ月後評価実施が7,003件、その他の保健指導が540,069件であった。 ・ 船員保険の被保険者における平成20年度の特定健康診査の項目を含む生活習慣病予防健康診査の実施件数は14,599件、実施率は33.0%となっており、保健指導の実績については、特定保健指導が初回面談633件、6ヵ月後評価実施が70件、その他の保健指導が1,726件であった。

目標達成に向けての取組状況

<p>平成20年度達成すべき目標</p>	<p>目標達成に向けての取組状況（平成20年度）</p>
<p>7 保健事業及び福祉施設事業に関する事項（※「達成すべき目標」における項番6（3）） （3）社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	<p>年金福祉施設等については、「年金福祉施設の見直しについて（合意）」（平成16年3月10日与党年金制度改革協議会）等を踏まえ、年金制度の厳しい財政状況及び福祉施設を取り巻く社会環境や国民のニーズの変化等に鑑み、今後は保険料を投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、年金福祉施設等を廃止・譲渡することとしており、そのために必要な業務を行った。</p> <p>①年金福祉施設等の廃止・譲渡 具体的には、平成17年10月に設立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」（以下「RFO」という。）において、施設の廃止・譲渡を平成22年9月末までに進めることとしている。 （参考） ・RFO落札実績（平成20年度） 落札施設数 73（87物件） 落札金額 52,054百万円 ・発足以来落札実績（累積：平成17年10月1日～平成21年3月31日） 落札施設数 237（278物件） 落札金額 132,987百万円 ・廃止・譲渡の対象施設数302（譲渡対象施設のうち厚生年金保養ホーム3施設については、厚生年金病院と一体で譲渡することとしている。） また、終身利用型老人ホームについては、RFO法案の国会審議の際、衆議院厚生労働委員会における「終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ること。」との付帯決議を踏まえて、譲渡方法等についての検討を行った。</p>

②社会保険病院等について

社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設されている施設を含む。）については、平成20年4月2日に与党（当時）において、

1. 社会保険病院及び厚生年金病院については、RFOに出資することとする。
2. 出資された病院については、地域医療の確保を図る見地から、個別の病院又は病院群として安定的な経営を図ることを基本に適切な譲渡先（受皿）を検討し、その確保を図ることとする。

との合意がなされたことを踏まえ、平成20年10月1日に、これらの病院をRFOに出資した。

さらに、平成21年3月6日に、厚生労働大臣からRFO理事長に対し、社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡の具体的な進め方について指示を行い、

1. 譲渡の基本的な考え方として、年金資金等の損失の最小化を図ることに加え、地域の医療体制が損なわれないように十分に配慮することを基本とすること。
2. 厚生労働省において、病院が地域医療に果たしている機能を踏まえつつ、地元自治体の意見を聴いて譲渡対象となる病院を選定する。その際、地元自治体から譲渡を進めるよう要望のあった病院については、先行して譲渡を進めること。
3. 譲渡の相手方を地方公共団体、公益性のある法人や医療法人とすること。適切等とし、地域の医療体制を損なうことのないように十分に配慮することを基本として、適切な譲渡先や受皿を確保することとした。

③船員保険福祉施設の見直し（船員保険福祉施設は給付に必要な財源とは別に船舶所有者が全額負担する保険料を財源として、設置している。）

平成20年11月21日に開催された船員保険事業運営懇談会において、現在10施設ある船員保険保養所を平成21年12月までに半減することを柱とした、「船員保険福祉施設の整理合理化について」が了承され、これを基に更なる検討を行った。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成20年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況 (平成20年度)																		
<p>8 業務全般に関する事項</p> <p>(1) 国民サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの向上により、お客様の満足度を向上させる。 ・お客様の視点に立ったサービス実現のため、お客様への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。 <p>【数値目標】 「お客様満足度」調査によるお客様満足度：前年同期以上</p>	<p>①サービス改善協議会の開催 利用者等の意見を基に地域の実情に即したサービスの提供を図るため、地方社会保険事務局長ごとに、学識経験者、マスコミ関係者、労働団体関係者、事業主、社会保険労務士等、サービス利用者及び保険料負担者の代表からなる「サービス改善協議会」を平成17年7月に設置し、平成20年度も、各地方社会保険事務局において、業務の状況を踏まえ、適宜開催した。</p> <p>②お客様満足度アンケートの実施 全国の社会保険事務所への来訪者を対象として、平成17年以降「お客様満足度調査」を実施してきており、平成20年度は平成21年2月に実施した。 全体としての満足度については、5段階評価のうち「満足」及び「やや満足」の合計が、年金相談窓口で84.7%、年金相談以外の窓口で82.2%であり、いずれも前年同期より上昇している。 今後も、事務所等毎にアンケート結果を自己分析するなど、引き続き改善を図ることとしている。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年1月</th> <th>18年7月</th> <th>19年1月</th> <th>20年1月</th> <th>21年2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金相談窓口 (全体の満足度)</td> <td>87.0%</td> <td>89.1%</td> <td>89.4%</td> <td>83.5%</td> <td>84.7%</td> </tr> <tr> <td>年金相談以外の窓口 (全体の満足度)</td> <td>82.3%</td> <td>84.2%</td> <td>87.0%</td> <td>81.7%</td> <td>82.2%</td> </tr> </tbody> </table>		18年1月	18年7月	19年1月	20年1月	21年2月	年金相談窓口 (全体の満足度)	87.0%	89.1%	89.4%	83.5%	84.7%	年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	82.3%	84.2%	87.0%	81.7%	82.2%
	18年1月	18年7月	19年1月	20年1月	21年2月														
年金相談窓口 (全体の満足度)	87.0%	89.1%	89.4%	83.5%	84.7%														
年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	82.3%	84.2%	87.0%	81.7%	82.2%														

③電子申請の利用促進のためのインセンティブ措置

社会保険労務士が、電子申請により届書等の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合に、事業主の電子署名をID・パスワードにより代替できることを周知した。

また、電子申請の利用促進並びに事業主及び社会保険労務士の事務負担の軽減を図るため、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができるものを添付することにより、事業主の電子署名の省略を可能とした。

さらに、健康保険被扶養者（異動）届及び国民年金第3号被保険者関係届については、委任状の添付により、事業主の電子署名に加え、被保険者の電子署名の省略を可能した。

2. 目標達成に向けての取組状況

<p>平成20年度達成すべき目標</p>	<p>目標達成に向けての取組状況（平成20年度）</p>
<p>8 業務全般に関する事項 (2) 予算執行の透明化 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させる。</p>	<p>平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするともに、一定金額以上の調達案件等については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの削減を図っているところであり、調達委員会については、平成21年3月までに101回開催した。</p> <p>また、平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性について事後審査を行ってきた。</p> <p>平成20年3月には、「随意契約審査委員会」を「公共調達審査会」に改組して事後の審査対象を100万円以上の調達全般に拡大するとともに、さらに弁護士や公認会計士等からなる「公共調達監視委員会」を設置することにより、第三者機関による調達の適正化を確保しているところである。</p> <p>このような取組により、「調達コストについて、調達計画額の10%以上を削減する」という平成20年度の削減目標に対して、調達計画額の16%の削減（削減額：217億円）を達成したところであり、また、「100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合を60%以上とする」という目標についても、当該割合について、62%を達成したところである。</p>

2. 目標達成に向けての取組状況

<p>平成20年度達成すべき目標</p>	<p>目標達成に向けての取組状況（平成20年度）</p>
<p>8 業務全般に関する事項 (3) 組織の改革 全国健康保険協会及び地方厚生（支）局への業務の移管に伴う組織改編、人員体制の整備及び社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、社会保険事務所の内部組織の標準化を推進する。</p>	<p>①全国健康保険協会等への業務移管 平成20年10月1日の全国健康保険協会設立及び地方厚生（支）局への一部業務移管に伴い、組織改編、人員体制の整備を実施した。 具体的には、本庁においては、運営部医療保険課を廃止、総務部サービス推進課の運営部への移管を行うとともに、各社会保険事務局においては、保険課と年金課を統合して運営課を設置した。</p> <p>②コンプライアンス（法令遵守）の推進 平成16年10月に本庁に法令遵守委員会を設置し、職員からの法令違反通報窓口を設け、以降、法令遵守体制の一層の強化を図るための機能の充実を進めてきた。 平成20年度においては、法令違反通報に係る弁護士による外部窓口を設置するとともに、庁LANを活用した法令遵守研修を実施した。</p> <p>③監査機能の強化 ア 本庁による直接の指揮監督の下、ブロック担当事務局に集約配置した地方社会保険監察官と共同監察を実施した。 イ 事務所監察において、事前通告をしない業務監察を実施し、また、不適正な事務処理の早期発見と是正を重視した適正検査を拡充して実施した。 ウ 監察結果に対する改善報告書について、提出後3ヶ月経過した時点での措置状況の報告指示及び指導を行った。 エ 民間から任用した特別社会保険監察官により、内部監査部門（業務監察担当）での監察内容の見直しを推進した。 オ 特定の分野（不正事案発見のための監査手続書等の作成）について、外部委託を実</p>

施した。

④人事政策の改革

ア 事務所長等の幹部職員の広域異動について、新たに56名を実施した(平成20年度までに170名実施)。また、事務所係長・係員クラス等の職員の広域異動について、新たに131名を実施した(平成20年度までに597名実施)。

イ 地方職員の本庁への配置数については、59名(29事務局)となっている。他方、本庁職員の事務局への配置数については、11名(6事務局)となっている。(※平成21年4月1日現在)

ウ 民間人材の社会保険事務所長等管理職への採用について、平成20年12月から平成21年2月までに24名を採用した。(平成20年度までに計32名を採用)

また、社会保険事務所長として平成20年7月に4名を登用し(計6名を配置)、本庁課長補佐等及び社会保険事務局管理職として平成21年3月までに26名を登用した。

エ システム開発部門等への民間人材の採用について、平成20年4月から6月までに10名、平成21年2月に4名を採用した(平成20年度までに計20名を採用)。また、引き続き公募を実施し、7名の採用を内定した(平成21年4月から5月に採用)。

オ 社会保険庁人事評価制度実施規程(平成18年社会保険庁訓第10号)に基づき、人事評価を実施した。

⑤職員研修の実施

平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施するとともに、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、平成17年4月から研修体系及びカリキュラムの見直しを実施した。さらに、平成18年2月に、外部有識者の参画による「社会保険研修向上研究会」を設置し、職員研修の見直し、充実を図るための検討を行い、平成18年8月28日には「年金新組織における研修のあ

り方について（中間報告）」をとりまとめた。

平成20年度における研修は、社会保険事務所等における年金記録問題対応のため一部の研修の実施を中止し、①若年層の職員に対する研修機会の確保、②社会保険庁の業務課題に対応する必要最小限の業務別研修の実施、という2つの方針の下に必要最小限の研修を実施した。

実施した職務階層別研修では、庁内担当職員による法令遵守講義に加え、外部講師を活用したコンプライアンス講義を実施し、法令遵守・公務員倫理に係る研修を徹底した。

業務別研修においては、徴収業務に関する研修について、指導者養成課程に至るステップアップ研修を実施した。

⑥社会保険事務所の内部組織の標準化の推進

社会保険事務所の課の編成について、事務所の規模別による内部組織の標準化を順次進めるとともに、社会保険事務所の庶務課の他課への統合を進めた。

※ 平成20年度未現在

- ・ 内部組織の標準化が未実施の事務所数：2事務所
- ・ 庶務課の他課への統合が未実施の事務所数：167事務所

2. 目標達成に向けての取組状況

<p>平成20年度達成すべき目標</p>	<p>目標達成に向けての取組状況（平成20年度）</p>
<p>9 全国健康保険協会への移行に関する事項</p> <p>平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や被保険者サービスの向上など必要な体制づくりを進めるとともに、システム開発など必要な準備を進め、健康保険事業を円滑かつ確実に移行させる。</p>	<p>① 健康保険委員（健康保険サポーター）の協力により、広報、相談事業等を推進するとともに、社会保険庁のホームページへの掲載、チラシ・ポスターの配布、政府広報等による広報を実施した。</p> <p>② 全国健康保険協会の健康保険業務システムについて、プログラム開発及び総合テスト等を行い、それらを踏まえて本番運用リハーサルを実施するとともに、データ移行及びシステム移行を行った。</p> <p>③ 全国健康保険協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成し、平成20年4月14日の設立委員会に提出し、同日、設立委員会の了承を得た。</p> <p>④ 平成20年10月1日に全国健康保険協会が設立され、健康保険業務（社会保険庁長官が行う業務を除く。）を承継した。</p>

2. 目標達成に向けての取組状況

<p>平成20年度達成すべき目標</p>	<p>目標達成に向けての取組状況（平成20年度）</p>
<p>10 日本年金機構の設立準備等 平成22年1月の日本年金機構（以下「機構」という。）の設立に向け、機構における組織、業務の運営が円滑に行えるよう所要の準備を進める。</p>	<p>① 「年金業務・組織再生会議」の最終整理（平成20年6月）を踏まえ、平成20年7月、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」を閣議決定した。</p> <p>② 平成20年11月に日本年金機構設立委員会が設置され、平成20年度末まで7回にわたり審議が行われたところであり、理念・運営方針・人事方針、機構職員（正規職員・有期職員）の採用基準及び労働条件、業務方法書等について決定された。</p> <p>③ 設立委員会で決定された採用基準及び労働条件を基に、社会保険庁職員から日本年金機構職員への採用募集が21年1月に行われ、候補者名簿を取りまとめの上、当該名簿を社会保険庁長官より設立委員会に提出した。職員採用審査会において、採用審査が実施され、3月には面接が実施された。また、外部（民間）からの職員募集を3月末から開始した。</p> <p>④ 業務の集約化については、一部の社会保険事務局（東京、愛知）を除き、ほぼ集約化を完了したが、事務処理方式が各社会保険事務局によって異なっている部分があることから、事務処理の統一化のための準備作業を進めた。</p> <p>⑤ 財務会計については、企業会計の導入に向けた会計規程や財務諸表等の策定について具体的な作業を進めた。</p> <p>⑥ 健康保険組合の設立に向け、第三共済組合の廃止や資産承継について、課題整理や関係部局との調整をするとともに、保険料率の決定のため、準備作業を進めた。</p> <p>⑦ 庁舎及び宿舎について、国の資産を出資するため、地積測量や境界面定の準備作業を進めるとともに、不動産鑑定評価の業務委託のための調整等を各社会保険事務局等と行った。</p> <p>⑧ 間接業務システムについて、ソフト開発の基本設計及び詳細設計まで完了し、ハードウェアの調達手続きやデータ移行の手順書案を作成し、業務移行計画の準備作業を進めた。</p>

「事業実績報告」と「実績評価」について

厚生労働省

社会保険庁の事務の実施基準及び準則（平成13年3月事務次官通達）

（中央省庁等改革基本法
第16条第6項）

〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

目標に対する実績の評価

目標設定
(2月)

社会保険庁

社会保険事業計画

実績報告

実績報告

実績評価

○具体的な事業運営方針及び実施計画を策定（3月）